11 平成31年度浄水水質検査計画及び 平成28年度~平成30年度水質検査結果

No 検査項目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の	最大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	19	12	16	100以下		19		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		12 11 1 - 1	2	検出されない			検出され		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	)1 I E	711四	日曜1.1.1.1時1天日
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下				0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						(特定の	_	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11   硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.7	5.7	5.3	10 以下	2.0 以下			0		0	0		0	0711四	0711円	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	0								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002	未満	0						3月1回		
15 1,4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満							(特定の		
16 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			O								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06未満	0.6 以下	0.12 以下		未満	Ö		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002未満	0.002未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö		Ö	Ö		Ö			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			Ö		Ö	Ö		Ö			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ö		Ö	Ö		Ö			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			Ŏ		Ö	Ö		Ö			
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö		Ö	Ö		Ö	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			Ö		Ö	O		Ö	07,11	0),11	
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.001 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		0		0	0		0	_		
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0	0		0	_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.000 以下	0.001		0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.016 以下	0.001		0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0								
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L mg/L	0.01 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.20 以下		未満	0						3月1回		
33 / ルマニッム及びでの代目初 34 鉄及びその化合物		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						(特定の		
35 銅及びその化合物	mg/L	0.03 未凋	0.03 未価	0.03 未価	1.0 以下	0.20 以下		未満	0						条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.2	11.5	10.7	200 以下	40.0 以下		小個							り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		土港	0						能)		
38 塩化物イオン	mg/L		6.9									0 0			月1回	H 1 Iol	省略不可能項目
	mg/L	6.6		6.8	200 以下	40.0 以下				0				0	月1凹	月1回	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 40 蒸発残留物	mg/L	44	45 184	39 187	300 以下	60 以下			0							年1回 3月1回	注1 
40 <u>然発残留物</u> 41 陰イオン界面活性剤	mg/L	194 0.02 未満	0.02 未満		500 以下	100 以下									3月1回(特		<u>注</u> 2 注1
41 陰イオン芥田活性剤 42 ジェオスミン	mg/L	0.002 未満		0.02 未満	0.2 以下			未満	0						定の条件に	年1回	(土1
									0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)	左1回	<b>シ</b> ╊╌╒
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						_	年1回	<u>注</u> 5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下				0	0 0		0 0		0 0		年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		木満			0 0						
47 pH值		7.7	7.8	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8			0 0							
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	0 0	0 0	0 0		0 0		月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	0 0			0 0			71-1-1	7.1.1 VII XH
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下						0 0						
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
							項	負目数	9   51	9 9	23 9	9   23	9 9	23 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	大值	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0				0 0					月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		1241 1 - 1	1241 1 - 1	検出されない			検出され		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	00	71 1 [2]	71 1四	日曜11111日日
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.3	2.5	2.4	10 以下	2.0 以下			0		0	0		0	0/11년	0/11[	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下			0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			0								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		, .	0						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06	未満	0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002	未満	0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0	_		
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0	_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			O		O	Ō		O	_		
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						0.015		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ö						3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			Ö						(特定の	F 4 🖂	3/2
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			Ŏ						条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.5	13.0	12.7	200 以下	40.0 以下		, .	Ö						り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	Ö						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	9.5	9.9	9.1	200 以下	40.0 以下			0 0	00	00	0 0	00	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	44	46	46	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	166	160	157	500 以下	100 以下			Ö							3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							Ö						定の条件に		
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	Ö						- より省略可 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						HE/	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			Ö							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下				00	00	0 0	00	00		, =	,
47 pH値	3/ 2	7.6	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6	3.3 3.1	7.6	1 - 11- 9		0 0				0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	0 0				0 0		Пин	Alamba and and Moneta In
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度以下		2 1 11 1				0 0						
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
OI INIX	/又	<b>0.2</b> /[代]呵									23 9			23 9			
				£ 16	<u> </u>	₩ [ No. 1 [ /				/- 7					77 Nia 17a	5 5 5 7 7 7	

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	<b>是大値</b>	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0				0 0					月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		12 11 1 - 1	12 - 1 - 1 - 1	検出されない			検出され		0 0	00	0 0	0 0	00	00	7115	7110	日曜1、100、冬日
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.2	3.4	3.3	10 以下	2.0 以下	3.4		0		0	0		0	3月1凹	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08	未満	0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1	未満	0								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			O						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ö						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002 未満	0.002未満	0.02 以下	0.004 以下			Ŏ						り省略可		*
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ŏ						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						1107		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.002 以下	0.06		O		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L		0.001 未満			0.006 以下	0.001				0	0		0			
7.7.7.2.1	mg/L	0.003 未満		0.003 未満	0.03 以下				0								
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0	의 및 1 등	9 문 1 등	少败不可处西口
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0						り省略可	7111	177.1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.8	10.8	10.8	200 以下	40.0 以下			0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0								
38 <u>塩化物イオン</u>	mg/L	5.6	5.7	5.4	200 以下	40.0 以下			0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	37	38	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	165	149	150	500 以下	100 以下	165		0			0			0.01.00/41	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						一定の条件に より省略可		
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	O						ー より自哈円 上 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			O						110/	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			Ö							年1回	<u>注</u> 1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下				00	0 0	00	00	0 0			. —
47 pH値		7.2	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6	0.0.0.1	7.2	. 1 - 11-9		0 0				0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	L	0 0	0 0				0 0			Alams Mars
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な				0 0					月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度以下						0 0						
51 濁度		0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
01  1图/又	又	0.4 / 间	0.4 /下间	0.47个们间							23 9			23 9			
					1. 2 - 111	7)+ [Na 1[/				9 9	<u>  40   9  </u>					No 40[出化	

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 検査項目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	最大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	2	0	100以下		2		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出され	ない	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	00	万工巴	力工四	百吨71、71 肥久口
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	опап	0.01.0	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.5	10 以下	2.0 以下			Ö		Ö	Ö		Ö	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.17	0.18	0.17	0.8 以下	0.16 以下										3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	Ö							0),111	,
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.002 以下	0.010 以下			0						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			0						条件によ		
17 ジクロロメタン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0						別省略可	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未凋	0.001 未凋	0.01 以下	0.002 以下			0						月丘/		
20 ベンゼン	mg/L		0.001 未満			0.002 以下			0						_		
20       21       塩素酸	mg/L	0.001 未満		0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	不何									
	mg/L	0.08	0.10	0.11	0.6 以下			-H- >:H:	0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0	0.01	0.01	//Am# //K-T F
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02	未満	0						特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03	未満	0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	未満	0						別省略可	十1四	江工
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.9	15.1	13.8	200 以下	40.0 以下	15.1		0								
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	0						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	5.2	5.3	5.1	200 以下	40.0 以下			00	00	00	00	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	36	36	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	149	127	133	500 以下	100 以下			Ö							3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	Ö						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							Ö						定の条件に		
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	Ö						より省略可 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						用位)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3003	未満	00		0 0		0 0	0 0		1 * 1-1	1-1-4 ±
47 pH値	mg/ D	7.6	7.6	7.6	$5.8 \sim 8.6$	0.0 % 1	7.6	/  <b>*1  </b> 門			0 0						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	1	0 0	0 0				0 0			
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	1			0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	庄	0.5 未満	0.5未満	0.5 未満	5度 以下						0 0						
	<u>度</u> 																
51 濁度		0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
							步	マロ奴	9   51	9 9	24 9	9   24	9 9	24 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最									•	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0		0 0	0	0 0	0		0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		12 - 1 - 1 - 1	12 - 1 - 1 - 1	検出されない			検出され		0 0	0	0 0			0 0	0 0		万工四	百吨7、71 配包口
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0									
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0							3月1回	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							(特定の	1 1	11
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0							条件によ	0.010	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003	十.油:	0							り省略可	3月1回	注2
8 六価クロム化合物 9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0							能)	年1回	注1
9	mg/L	0.004 未満 0.001 未満	0.004 未満 0.001 未満	0.004 未満 0.001 未満	0.04 以下	0.008 以下 0.002 以下	0.004		0									省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L mg/L	0.001 不個	0.001 不何	0.001 木個	0.01 以下	2.0 以下		个個	0		0		0		0	- 3月1回	3月1回	<u> </u>
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.24	0.23	0.22	0.8 以下	0.16 以下											3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	0								0)11日	11.2
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö							3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ö							(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö							条件によ	年1日	<b>∀</b> + 1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö							り省略可	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0									
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0									
21 塩素酸	mg/L	0.13	0.11	0.15	0.6 以下	0.12 以下			0		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		0		0		0	0 0 1 🗔	0 - 1 -	
26   臭素酸     27   総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0		0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
	mg/L	0.001 未満 0.003 未満	0.001 未満 0.003 未満	0.001 未満 0.003 未満	0.1 以下	0.020 以下 0.006 以下	0.001		0		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸         29 ブロモジクロロメタン	mg/L mg/L	0.003 未満	0.003 未凋	0.003 未満	0.03 以下 0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0				0			
30 ブロモホルム	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.018 以下	0.001		0		0		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.016 以下			0		0		0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.000 未満	0.00 未満	0.00 未満	1.0 以下	0.20 以下			0									
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ö							3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		, .	Ö							- (特定の	F 4 1	<b>&gt;&gt;&gt;</b> -
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			Ö							- 条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	21.8	19.9	21.9	200 以下	40.0 以下			Ō							り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001	未満	0							能)		
38 塩化物イオン	mg/L	5.9	9.2	5.5	200 以下	40.0 以下			0 0	0	0 0	0		0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	38	44	38	300 以下	60 以下			0								年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	155	137	136	500 以下	100 以下		1.50			0					3月1回(特	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0							3月1回(特 一 定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0							より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満							0							能)	,	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0								年1回	注5
45 フェノール類 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			0							\	年1回	注1
	mg/L	0.3 未満8.2	0.3 未満 8.1	0.3 未満 8.1	3.0 以下 5.8 ~ 8.6	0.6 以下	8.2	不価	0 0		0							
47 pH値 48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		8.2 異常な	1	0 0							1		
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0								月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下				0 0									
51 濁度		0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2	未満	0 0	0	0			0	0	)		
		0.2 万气间							9 51									

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

## 省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 検査項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	最大値 .	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	1	0	100以下	<u> </u>	1			0 0							
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出され	ない	0 0	0 0	0 0	00	0 0	00	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			Ö						3月1回	F 1 🗔	22-4
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						(特定の	年1回	注1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						条件によ		
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下		7   -11:3			$\bigcirc$				り省略可	3月1回	注2
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	O						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö							年1回	注1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö		0	0		0	0.04.0	0.04.00	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10 以下	2.0 以下		7   111   3	Ŏ		Ŏ	Ŏ		Ö	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.15	0.13	0.13	0.8 以下	0.16 以下			0								<u> </u>
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	Ö								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005		Ö						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						り省略可	1	, <u>*</u>
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001 未満	0.002 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						110/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06	0.6 以下	0.12 以下		/  <b>\\  </b>	O		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		未満	Ö		Ö	Ö		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.002 末満	0.002 未満	0.002 未満	0.06 以下	0.012 以下			Ö		Ö	Ö		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	Ö		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003 / C   Maj	0.003 / C   Maj	0.003 / C   Maj	0.1 以下	0.020 以下		/  <b>\\1 \\</b> i	0		0	O		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	Ö		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.001 / Cipaj	0.001 / C   M   M	0.01 以下	0.022 以下			0		0	0		0	0)11[2]	0)11E	日曜日、八、11日、公日
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.002	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下		未滞	0		0	0		O			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0	0		O			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 ACIMI 0.002	0.001 / Cipaj	0.001 / N I I I I I I I I I I I I I I I I I I	0.09 以下	0.000 以下		/ \1  <u>  </u>	0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.03 以下	0.016 以下		未滞	0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.00 未満	1.0 以下	0.20 以下			0								
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						- 3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						- (特定の		
35 銅及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L mg/L	22.0	21.8	22.8	200 以下	40.0 以下		/[八][四]	0						り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満		0.05 以下			+ 港	0						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	18.6	19.0	18.5	200 以下	40.0 以下				$\bigcirc$	$\bigcirc$		$\cap$		月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L mg/L	39	39	41	300 以下	<u>40.0 以下</u> 60 以下			0				0		刀工凹	年1回	<u> </u>
10	mg/L	166	169	155	500 以下	100 以下										3月1回	注2
40   ※ 光 次 留 物   41   陰イオン界面活性剤	mg/L mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未洪	0						3月1回(特	年1回	<u>任2</u> 注1
41	mg/L	0.000001 未満													定の条件に		
42 / シェオ ヘミン 43 / 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下									より省略可	年1回	注3
43   2 - アテルイフホルネオ - ル -   44   非イオン界面活性剤		0.00001 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.00001 以下	0.000002 以下			0						能)	年1回	注5
44   非14 / 2 が回石1生剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						-	年1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	3.0 以下	0.0010 以下		<b>小</b> 個		0 0	$\bigcirc$					十1円	(土1
11 00 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	mg/L	7.9	7.9	7.9	5.8 ~ 8.6	0.0 以下	7.9	小個		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	_		
47 pH値 48 吨:		7.9 異常なし	<u>7.9</u> 異常なし		5.8 ~ 8.6 異常でないこと			. ]	0 0	0 0	0 0		0 0	0 0			
48 味					異常でないこと		異常な				0 0				_ 🗇 🖂 🖂	月1回	省略不可能項目
49 臭気	莊	異常なし	異常なし				異常な			0 0	0 0		0 0				
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度以下							0 0			_		
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下					0 0							
						774 [ No 1 [ /	坦	日奴	9   51	9 9	24   9	$9 \mid 24$	9 9	24 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最								基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	4	100以下		4		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌				検出されない			検出された		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	)1 TEG	711四	日曜1.1.1.11年7月
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		Ö		0	0		0	0.01.0	0.010	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.5	2.4	1.9	10 以下	2.0 以下		2   11  3	Ö		Ö	Ö		Ŏ	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	Ö								<u> </u>
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			Ö								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
15 1,4ージオキサン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 以下	0.010 以下	0.0002		0						(特定の		
						0.008 以下									条件によ	年1回	注1
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン 17 ジクロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下		0.004		0							十1日	(土1
	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		, .	0						り省略可能)		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	, .	0								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	木満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.54	0.95	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.95	1. 3.11.	0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001	未満	0		0	0		0	_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001		O		0	O		0	_		
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008		Ö		Ö	Ō		Ö	_		
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01		O							<b>5</b>	20
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ö						3月1回	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03								(特定の	3月1回	注2
35 銅及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						条件によ	0)11日	11.2
36 ナトリウム及びその化合物		15.6	12.3	10.6	200 以下	40.0 以下		/\\1 \\\j	0						り省略可	年1回	年1回
37 マンガン及びその化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		<b>北</b> 港	0						能)	十1日	+TI
38 塩化物イオン						40.0 以下									月1回	月1回	省略不可能項目
	mg/L	50.8	24.6	8.2	200 以下				_	0	0			0	月1凹		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	44	43	39	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	183	182	169	500 以下	100 以下		+ \H:	0						3月1回(特	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						_	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0			0 0			
47 pH値		7.1	7.4	7.3	$5.8 \sim 8.6$		7.4				0 0						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0					0 0	月1回	日1同	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な				00	00	00	00	月1四	月1回	1 哈小 門 肥 坝 日
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.6	5度 以下		0.6				00						
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.4	2度 以下		0.4				00						
		323,14,19	/ / / / /								24 9						

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

o 検査項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値					12月 1月			実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	1	0	8	100以下		8								月1回	省略不可能項
2 大腸菌		12 41 1 - 1 - 0	12 41 1 - 1	検出されない			検出されない	_			0 0	0 0	0 0	/ / 1	/11	D 40 1 100 X
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			)							
4 水銀及びその化合物	mg/L		0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下		0.00005 未清							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			2					(特定の	# 4 F	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下								条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下								り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下								能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下										//Am#
0 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未清		2		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能功
1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.8	10 以下	2.0 以下				)	0		0	37,11	07,11	注4
2 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下										
3 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下										
4 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下								3月1回		
5 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下								(特定の		
う シスー1,2ージクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下								条件によ	年1回	注1
7 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下								り省略可		
8 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下								能)		
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		-	$\supset$							
(ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			$\supset$							
L 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下			$\supset  $		0		0			
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未清		$\supset$		0		0			
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未清	前 (	$\supset$		0		0			
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未清	ii (	$\supset$		0		0			
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未清	<b>i</b> i (	$\supset$		0		0	_		
5 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未清				0		0	3月1回	3月1回	省略不可能
/ 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未清				O		0			
3 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未清		5		Ō		O			
) ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未清		5		Ö		O			
) ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			5		Ŏ		Ö			
ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			5		Ŏ		Ö			
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.01	1.0 以下	0.20 以下										
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			5					3月1回		
鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	, .,		5					- (特定の		
銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			5					<ul><li>条件によ</li></ul>	年1回	注1
ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.8	9.5	9.3	200 以下	40.0 以下			5					り省略可		
マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			5					能)		
塩化物イオン	mg/L	6.5	6.6	6.4	200 以下	40.0 以下								月1回	月1回	省略不可能
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	33	31	31	300 以下	60 以下								/ 1 1 1	年1回	注1
<b>蒸発残留物</b>	mg/L	152	155	145	500 以下	100 以下									3月1回	注2
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		_						3月1回(特	年1回	注1
とジェオスミン	mg/L	0.000001 未満							5					定の条件に		
2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			5					_ より省略可 _ 能)	年1回	注3
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			5					日ヒノ	年1回	注5
フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			5						年1回	注1
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下					$\bigcirc$	$\bigcirc$			1 + 124	)_La #
pH值	mg/L	7.3	7.3	7.3	$5.8 \sim 8.6$	0.0 2/1	7.3									
味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし									
臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし								月1回	省略不可能
-   天	庄	2.5 未満	0.5未満	0.5 未満	5度以下											
<u>                                    </u>	<u>度</u> 						0.5 未清									
(里)/文	/支	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未清	1 (								

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	最大値	4月 5月	6月 7	7月 8月	9月 10月	11月	12月 1月	2月   3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0								00		月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出され	ない	0 0		00	0 0	0	0 0	00	月1回	月1四	1 附个 9 能模目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0									
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0							(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下			0							り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	Ö							能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ō									
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö		0		0		0	0.01	0.01.00	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.7	10 以下	2.0 以下		2   1   1   3	Ö		Ŏ		Ŏ		Ŏ	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	0									<u> </u>
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	Ö									
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö							3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö							(特定の		
15 1, 4 クスペック 16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			O							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 永満	0.04 以下	0.008 以下			0							り省略可	十五日	1-E-T
18 テトラクロロエチレン			0.002 未満			0.004 以下										上がまります。		
	mg/L	0.001 未満	, .,	0.001 未満	0.01 以下				0							月丘/		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0									
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		木酒	0									
21 塩素酸	mg/L	0.17	0.13	0.09	0.6 以下	0.12 以下		-L->-H-	0		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0		0		0			15-17-14-17-1
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下		未満	0		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下		未満	0		0		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0		0		0			
32   亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	未満	0							3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02	未満	0							3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03	未満	0							条件によ	年1同	沙-1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	未満	0								年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.3	8.8	200 以下	40.0 以下			Ö							り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	Ô							能)		
38 塩化物イオン	mg/L	5.3	6.0	5.4	200 以下	40.0 以下			0 0		00	00	0	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	19	20	23	300 以下	60 以下			0								年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	137	114	123	500 以下	100 以下			Ö								3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	Ö							3月1回(特	年1回	<u>二</u> 注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							Ö							定の条件に	_	
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	Ö							_ より省略可 _ 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö							月ピノ	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L mg/L	0.0005未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			0								年1回	<u>注3</u> 注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満		3.0 以下	0.6 以下					$\bigcirc$				00		1 + 1-1	)—is 4.
47 pH值	1118/12	7.6	7.6	7.5	$5.8 \sim 8.6$	<u> </u>	7.6	/ [ <b>* 1</b> ] 四		O		0 0		0 0				
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	1,	0 0			0	_	0 0				15-11-
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0			0		0 0			月1回	省略不可能項目
50 色度		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度以下													
51 濁度		0.3 未満	0.3 未満	0.2 未満	2度 以下													
01   1   1   1   1   1   1   1   1   1	汉	0.4 个個	0.4 个何	0.4 不何	2皮以下				9 51						23 9			
				<b>4</b> 1 A		5/3+ 「No.1「 /				9	3   43	9 9				7 7 Nia 47 a		

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最		4月 5月						基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0 40 11 15 10 25 1 2	0	2	100以下		2				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/т	12 11 1 - 1	12 - 1 - 1 - 1	検出されない		0.000	検出され		_	00	0 0	0 0	0 0	0 0			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0						의무 1 등		
4 水銀及びその化合物	mg/L		0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回 (特定の		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						条件によ	年1回	注1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						別省略可	年1回	往1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						- 1 1 1 1 1		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0								省略不可能項目
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		不個	0		0	0		0	3月1回	3月1回	<u> </u>
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下		<b>→</b> >##;	0		0	0		0			<u> </u>
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下			0						_		
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			0						0   1		
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						(特定の	F 1 🗔	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06	0.6 以下	0.12 以下			0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満			0	0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001	未満	0		0	0		0	_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			O		O	Ō		0	_		
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			O						0.0.4.00		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ö						3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			Ö						(特定の	F 4 🖂	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.4	8.8	200 以下	40.0 以下		2 1 * (1P)	0						り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	0						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	5.1	5.1	5.0	200 以下	40.0 以下			_	$\bigcirc$		$\bigcirc$	00	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	28	29	300 以下	60 以下			0						/ <b>3 ±</b>	年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	144	143	137	500 以下	100 以下			O							3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	Ö						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満							Ö						定の条件に		
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			Ö						より省略可 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						用比)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			0						1	年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.000	未満			0 0					1 4 1111	jl.a. ±
	mg/L			7.1	$5.8 \sim 8.6$	0.0 % 1	7.2		0 0					0 0			
		7 9			0.0		1.4										
47 pH値		7.2 異党な1	7.2 異党な		異常でないこと		里ヴナ>	1									
47 pH値 48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと 異常でないこと		異常な異常な		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
47     pH値       48     味       49     臭気	確	異常なし 異常なし	異常なし 異常なし	異常なし 異常なし	異常でないこと		異常な	し	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
47 pH値 48 味	度度度	異常なし	異常なし	異常なし			異常な 0.5	大満	0 0	0 0	0 0 0 0 0	0 0	0 0	0 0		月1回	省略不可能項目

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	大値	4月 5月	6月	7月 8月	9月 10月	11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	 その理由
1 一般細菌	/mL	1	1	2	100以下		2		0 0		0 0	0 0		0 0	0 0	日1同	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		1241 1 - 1	検出されない	12 41 1 - 1 - 0 :	検出されないこと		検出される		0 0	0	0 0	0 0		0 0	0 0	万工四	万工四	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0									
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							(特定の	_	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0							能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0									
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0		0		0			3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.6	5.3	5.3	10 以下	2.0 以下			0		0		0		0	0/11[	0/11년	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下			0									
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			0									
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0							3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0							(特定の		
16 シスー1,2ージクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満										
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0									
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06	未満	0		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ö		O		Ō		O			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			Ö		O		Ō		O			
26 臭素酸	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		2 1 - 11: 3	Ö		Ö		Ŏ		Ŏ	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.1 以下	0.020 以下		未満	Ŏ		Ö		Ŏ		Ŏ		-,,	H.H. 1 110 2001
28 トリクロロ酢酸	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.003 未満	0.003未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ŏ		Ö		Ō		Ö			
29 ブロモジクロロメタン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下		未満	Ö		Ö		Ö		Ö			
30 ブロモホルム	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.09 以下	0.018 以下			Ö		Ö		Ŏ		Ö			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008未満	0.008未満	0.08 以下	0.016 以下			Ö		Ö		Ŏ		O			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0									
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ŏ							- 3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			Ŏ							- (特定の		
35 銅及びその化合物	mg/L	0.03 八和町 0.01	0.03 未満	0.03 未満	1.0 以下	0.20 以下		/ [~][ <sup>四]</sup>	0							条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.5	11.0	11.4	200 以下	40.0 以下			Ö							り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満								能)		
38 塩化物イオン	mg/L	7.2	7.0	6.9	200 以下	40.0 以下					$\bigcirc$					月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	60	58	55	300 以下	60 以下			0							/1 1	年1回	注1
40 蒸発発留物	mg/L	224	203	209	500 以下	100 以下											3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0							3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0							定の条件に		
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	0							より省略可	年1回	注3
43   と     44   非イオン界面活性剤	mg/L mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.00 以下	0.00002 以下			0							能)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L mg/L	0.005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.004 以下		, .	0								年1回	 注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満		3.0 以下	0.0010 以下		未満			00				0 0		十.1日	1.1. ±
47 pH値	mg/L	7.0	7.0	6.9	5.8 ~ 8.6	0.0 % 1	7.0	/下们叫				0 0		0 0				
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	1	0 0		0			0 0				
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0		0 0	0 0		0 0		月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	2.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下										0 0			
51 濁度		0.5 未凋	0.3 未禍	0.5 末個	2度 以下		0.3	/ [							0 0			
01   1   1   1   1   1   1   1   1   1	泛	0.4 不何	0.4 个何	0.2	4皮以下			日粉			9 23				23 9			
								口奴	ອ   ປ1	IJ	9   43	9   9		$\vartheta \mid \vartheta$	40   9			

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 検査項目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	:大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出された	112	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	万工四	万1四	百吨71、71 配存口
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	0.01.0	0.010	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.8	1.7	10 以下	2.0 以下			Ö		Ö	Ö		Ö	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	O								<u> </u>
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			Ö								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ŏ						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	_		Ö						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.02 以下	0.008 以下			0						り省略可	1 # 124	_iii
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						月丘/		
20 ベンゼン		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
21 塩素酸	mg/L		0.001 水何	0.001 大個	0.01 以下	0.002 以下		个個	0			0					
21   塩糸飯	mg/L	0.18	0.002 未満	0.002 未満		0.12 以下		十二年			0			0			
111111	mg/L	0.002 未満			0.02 以下				0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	木個	0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0		0.010	/ \(\) \(\) \(\) \(\) \(\) \(\) \(\) \(\
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		木満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下		1. \_	0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						(特定の		
34   鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03	未満	0						条件によ	年1回	注1
35   銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.01		0						が省略可	十1四	1工.1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.4	8.6	200 以下	40.0 以下	8.6		0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001	未満	0						月丘/		
38 塩化物イオン	mg/L	5.2	5.2	5.3	200 以下	40.0 以下	5.3		0 0	0 0	0 0	0 0	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	28	28	300 以下	60 以下	28		0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	150	142	144	500 以下	100 以下					0			0		3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							Ō						定の条件に		
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	Ö						より省略可 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						月ピノ	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			Ö							年1回	<u>注1</u>
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満	0 0	0 0	0 0	$\bigcirc$	0 0	0 0		1 * 1	j #.
47 pH值	ms/ L	7.2	7.2	7.2	$5.8 \sim 8.6$	0.0 % 1	7.2				0 0						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし		0 0	0 0				0 0			
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	庄	0.5 未満	0.5未満	0.5 未満	5度 以下						0 0						
	<u>度</u> 																
51 濁度		0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
							坦	口奴	9   51	9 9	23 9	9   23	9 9	23   9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最								基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		<u> </u>				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/т	1241 1 - 1	12 41 1 - 1	検出されない		0.0000.01	検出され			0 0	0 0	0 0	00	00			
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0						2日1日		
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回 (特定の		
5セレン及びその化合物6鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下 0.002 以下			0						条件によ	年1回	注1
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下				0						別省略可	十九日	往1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0								
8 六価クロム化合物 9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)		
	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0								省略不可能項目
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		不何	0		0	0		0	3月1回	3月1回	<u> </u>
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下		十二年	0		0	0		0			
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下			0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	0						0   1		
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						(特定の	欠1日	) <del>) -</del> -
16 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						_		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		木満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下		-L- \-H-	0		0	0		0	_		
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0	_		
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0		0.01.00	(12 mb 15
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0						り省略可	,	1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	8.3	8.6	200 以下	40.0 以下		1.511.	0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0								115 m t =
38 塩化物イオン	mg/L	5.1	5.1	5.0	200 以下	40.0 以下				0 0	0 0	0 0	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	27	28	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	142	146	146	500 以下	100 以下		-La \-	0						3月1回(特	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						3月1回(村   定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						_	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0						
47 pH値		7.4	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.4		0 0	00	0 0	0 0	0 0	0 0	_		
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	00	0 0	0 0	0 0	0 0		月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	0 0	0 0	0 0		00		71 111	
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下			未満			0 0						
51 濁度	度	0.2 未満	0.3	0.2 未満	2度 以下		0.3	. D Viv			0 0						
							項	目数	9   51	9 9	23 9	9   23	9 9	23 9			

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 検査項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の長	最大值	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0		0 0	0 0	00	00	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出され	ない	0 0	0 0	00	00	00	00	月1凹	月1回	<b>有哈</b> 尔
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	0   1	0   1	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	O								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002未満	0.002 以下	0.0004 以下		未満	Ö						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ö						(特定の		
16 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö								
21 塩素酸	mg/L	0.06	0.08	0.08	0.6 以下	0.12 以下		21411/4	Ö		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		未満	Ö		Ö	Ö		Ö	_		
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下		., ., .,	Ō		O	O		O			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下		未満	Ö		Ö	Ö		Ö	_		
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			Ö		Ö	Ö		Ö	_		
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		Ö		Ö	Ö		Ö	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下		7 1 111 9	Ö		Ö	Ö		Ö			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	Ö		Ö	Ö		Ö	_		
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		Ö		Ö	Ō		O	_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001		Ŏ		Ö	Ö		Ö			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008未満	0.08 以下	0.016 以下			Ŏ		Ŏ	Ŏ		Ö			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			O						0.04.0		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ö						3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			Ö						(特定の	F	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			Ŏ						条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.5	8.8	200 以下	40.0 以下		, 11: 4	Ŏ						り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	Ö						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	5.2	5.2	5.0	200 以下	40.0 以下				0 0	00	0 0	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	28	29	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	149	141	141	500 以下	100 以下			O							3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満		0.000001 未満					Ō						定の条件に より省略可		
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			Ō						ー より自哈円 上 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ō						110/	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			Ō							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下				0 0	00	0 0	00	0 0			
47 pH値		7.4	7.4	7.4	5.8 ~ 8.6		7.4				00						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	し			00					□ 1 □	
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な				00					月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下						00						
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						00						
											23 9						

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	最大値	4月 5月	月 6月	7月 8月	9月 10月	11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	 その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0		0 0		00	O C		0 0	00	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出され	ない	0		00	0 0		0 0	00	月1凹	月1回	<b>有哈</b> 尔
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満		)								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満								3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満								(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満		)						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満		)						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下										能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下					0		0		0	0.010	0.010	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.7	10 以下	2.0 以下					Ö		Ŏ		Ö	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満										·
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満										
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下										3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下										(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下										条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下										り省略可	, +	<u></u>
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下										能)		
19 トリクロロエチレン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下										1307		
20 ベンゼン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001											
21 塩素酸	mg/L	0.001 /尺刊刷 0.11	0.06 0.06	0.001 八대國	0.6 以下	0.002 以下	0.001	<b>/ \1 叫</b>			0		0		0			
22 クロロ酢酸		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002	土港			0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 木凋	0.02 以下	0.004 以下	0.002				0				0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.00 以下	0.012 以下	0.001				0				0			
	mg/L	0.003 未満																
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下 0.002 以下	0.001				0		0		0	3月1回	9月1回	少败不可处而且
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下						0		0		0	3月1凹	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下		未満			0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下					0		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下		未満			0		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下		未満			0		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下					0				0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下										3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下										(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下										条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未淌								り省略可		,
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.4	8.5	200 以下	40.0 以下		I N. III.		)						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			(	)								diversity of the second
38 塩化物イオン	mg/L	5.2	5.2	5.0	200 以下	40.0 以下			0 (		0 0	OC		0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	28	29	300 以下	60 以下											年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	164	149	141	500 以下	100 以下		1								9月1同/性	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下										3月1回(特 定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満														より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下										能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下											年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下											年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0							
47 pH値		7.3	7.4	7.4	$5.8 \sim 8.6$		7.4		0				_	0 0		_		
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0		0 0			0 0		月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常な	し	0		00	OC		00	00	力工凹	万工凹	1 哈小 り 肥 切 目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5	未満	0	0	00	OC		00	00			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						00							
				,							9 23							

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	是大値	4月 5月	6月	7月 8月	9月 10月	11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	 その理由
1 一般細菌	/mL	0	1	1	100以下		1		0 0		0 0	0 0		0 0	00		月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出され	ない	0 0		0 0	0 0		00	00	月1凹	月1回	<b>有哈</b> 尔
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0	)								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0							(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0	)						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0	)						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0	)								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.7	2.7	10 以下	2.0 以下	2.7		0		0		0		0	3月1回	3月1四	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08	未満	0	)								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1	未満	0									
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002	未満	0							3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0	)						(特定の		
16 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002	未満	0	)						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0	)								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		Ö									
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06		0		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		Ö		O		Ō		O			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		Ö		O		Ō		O			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		Ö		O		Ō		O			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		Ö		O		Ō		O			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö		O		Ō		O	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下		未満	0		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ö		O		Ō		O			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下		未満	Ö		O		O		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下		未満	Ö		Ö		Ō		Ö			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			Ö		Ō		Ō		O	_		
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0							0 - 1 -		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			O							3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			Ŏ							(特定の	Æ 4 □	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			Ŏ							条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.4	9.2	9.4	200 以下	40.0 以下		, •	Ŏ							り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ŏ							能)		
38 塩化物イオン	mg/L	6.9	6.9	7.0	200 以下	40.0 以下					00	0 0		00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	35	36	300 以下	60 以下			0								年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	140	147	143	500 以下	100 以下			Ö								3月1回	<u>注</u> 2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0	)						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							Ö							定の条件に より省略可		注3
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			Ö							より自略り	年1回	仕る
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							11-7	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0	)							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下									0 0			
47 pH値		7.0	7.1	6.9	$5.8 \sim 8.6$		7.1				0 0				0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	し	0 0		0 0	0 0		0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常な	し	00		0 0	0 0	0	00	0 0		万工凹	1 哈小 門 肥 垻 目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	1.0	5度 以下		1.0		0 0		0 0	00	0	0 0	00			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.5	2度 以下		0.5		0 0		0 0	0 0	0	0 0	00			
							項								23 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	5	0	0	100以下		5				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出された	ない	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	万工四	万工巴	百吨71、71 配次口
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	0 - 1 -	0   1	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.7	2.7	10 以下	2.0 以下			O		Ö	O		O	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	O								•
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			Ö								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ŏ						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ŏ						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						り省略可	1 1	11.1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 末満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						HC/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06		0		0	0		0			
21   塩米 版		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.002 木凋	0.002 木凋	0.002 木凋	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0		0	0		0	_		
24 ジクロロ酢酸	mg/L		0.001 木凋	0.001 木凋	0.00 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0	_		
25   ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003 未満															
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下 0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	9月1日	少败不可处而且
26     臭素酸       27     総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下				0		0	0		0	3月1四	3月1回	省略不可能項目
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		木満	0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下			0						り省略可	,	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.4	9.1	9.5	200 以下	40.0 以下		1. 3.11.	0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0								domest to the state of
38 塩化物イオン	mg/L	6.9	6.9	7.0	200 以下	40.0 以下				0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	35	36	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	142	144	144	500 以下	100 以下		1. 211.	0						3月1回(特	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0			00			
47 pH値		7.1	7.0	7.0	$5.8 \sim 8.6$		7.1		0 0		0 0						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なり		0 0	0 0				0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0		0 0				月1四	万工凹	白門八門配供日
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5	未満	0 0	0 0	0 0	00	0 0	00			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
											23 9						

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

lo 検 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最									3月 基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0							0 0			月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	12 - 1 - 1 - 1	12 - 1 - 1 - 1			検出されな				0 0		0 0	O C		0 /11	/1153	日曜11、1100公日
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0									
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							(特定の	左1回	¥ 1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		木満	0							条件によ り省略可	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物 8 六価クロム化合物	mg/L	0.002 0.005 未満	0.002 0.005 未満	0.002 0.005 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.002 0.005 =	上、注	0							2011年時刊 能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L mg/L	0.005 未凋	0.003 未凋	0.003 未満	0.05 以下	0.010 以下 0.008 以下	0.003		0							用丘/		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0		С	)	0		0			省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L mg/L	0.001 <b>八</b>	0.001 八和	0.001 未満	10 以下	2.0 以下		小八川叫	0		C		0			3月1回	3月1回	<u> </u>
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	Ö									
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			Ŏ									
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下		未満	Ŏ							3月1回		
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	Ö							特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ŏ							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö							り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 =	未満	0							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0									
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0									
21 塩素酸	mg/L	0.13	0.20	0.25	0.6 以下	0.12 以下			0		С		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 =		0		C		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 =		0		C		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 =		0		C		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		C		0		0		0.11	/ \(\) \(\) \(\) \(\) \(\) \(\) \(\) \(\
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0		C		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		-		0		0			
28 トリクロロ酢酸 29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満 0.001 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 =	不何 未満	0		-		0		0			
29 ブロモジクロロメタン 30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満 0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.001 未満	0.03 以下 0.09 以下	0.006 以下 0.018 以下		不何 未満	0		C		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L mg/L	0.001 木凋	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.016 以下			0				0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.008 未満	0.003 未満	1.0 以下	0.20 以下			0								_	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ŏ							3月1回	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.07	0.07	0.3 以下	0.06 以下		-   C     Pij				)				(特定の	3月1回	注2
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0							条件によ		
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	7.9	7.8	200 以下	40.0 以下			Ö							― り省略可	年1回	注1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.034	0.074	0.035	0.05 以下	0.010 以下			Ŏ		С	)				能)	3月1回	注2
38 塩化物イオン	mg/L	8.0	7.8	7.6	200 以下	40.0 以下			0 0	0	0 0		0 0	0 0		○ 月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	78	83	86	300 以下	60 以下	86		0		С	)	0		0		3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	145	140	150	500 以下	100 以下			0		С	)	0		0	0.04 00 /41		
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0							3月1回(特 一 定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0							より省略可	年1回	注3
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満							0							能)	,	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0								年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下				0				0 0				年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		木満	000	0	0 0		0 0	0 0				
47 pH値		7.9	8.1		5.8 ~ 8.6		8.1		0		0		000	0 0				
48 味 49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと 異常でないこと		異常なし 異常なし	/			0		000	0 0		月1回	月1回	省略不可能項目
49 吴凤 50 色度	庄	異常なし 1.7	異常なし 2.7	<ul><li>美帯なし</li><li>2.6</li></ul>	5度 以下		乗吊なし 2.7						0	0 0				
51 濁度	<u>度</u> 度	0.3	0.5	0.6	2度 以下		0.6						0 0					

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

## 省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の	最大値								基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	2	0	1	100以下		2	2	0 0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/т	12 - 1 - 1 - 1	検出されない	12 11 1 - 1		0.0000 N/ =	検出され				00	0 0		0 0	0 0			H.H
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0							0 - 1 -		
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0							3月1回 (特定の		
5       セレン及びその化合物         6       鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満 0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下 0.002 以下			0							条件によ	年1回	注1
6   超及いての化合物	mg/L	0.001 未満 0.002	0.001 木価	0.001 未満 0.002		0.002 以下		不何	0							別省略可	十口回	往1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下		土港	0							」り自略り 能)		
	mg/L	0.003 未凋	0.003 未価	0.005 未満	0.05 以下	0.008 以下										月七/		
9   亜硝酸態窒素   10   シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.004 未凋	0.004 未凋	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0									省略不可能項目
11   硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.5	1.7	1.5	10 以下	2.0 以下		/ [间	0		0		0		0	3月1回	3月1回	<u> </u>
11 何酸原至系及び亜硝酸原至系 12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.12	0.14	0.8 以下	0.16 以下			0		U							工4
12   フリ系及しての化合物	mg/L	0.13	0.12	0.14	1.0 以下	0.16 以下		未満	0									
13   小分系及OCCの旧日初	mg/L	0.1 不個	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下										3月1回		
14   四塩化灰系   15   1,4-ジオキサン	mg/L	0.002 末個	0.002 未満	0.002 木凋					0							(特定の		
15 1, 4 - ンス ヤリン 16 シスー1, 2 - ジクロロエチレン及びトランスー1, 2 - ジクロロエチレン	mg/L	0.003 未凋	0.003 未禰	0.003 未凋	0.05 以下 0.04 以下	0.010 以下 0.008 以下	0.003		0							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0							別省略可	十工円	(土.1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0							_ り自哈り   能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L								0							月七/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001											
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		不何										
21 塩素酸	mg/L	0.07	0.07	0.11	0.6 以下	0.12 以下		十二十	0		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下 0.006 以下			0		0		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.000 以下			0		0		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下			未満	0		0		0		0	3月1回	9月1回	少败不可处而且
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0		0		0		0	5月1凹	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		0		0		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001		0		0		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0		0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0							3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0							(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		未満	0							条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		木油	0							り省略可		
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.1	14.8	14.5	200 以下	40.0 以下		十二	0							能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0								日 1 년	少败不可处而口
38 塩化物イオン 20 カルミウル マグラミウル (研究)	mg/L	7.0	7.2	6.9	200 以下	40.0 以下					0			0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 40 蒸発残留物	mg/L	42	43 147	43	300 以下	60 以下			0								年1回 3月1回	注1 注2
M(1)=//2 E //	mg/L	151 0.02 未満	0.02 未満	155 0.02 未満	500 以下 0.2 以下	100 以下		土洋								3月1回(特		<u>注2</u> 注1
41   陰イオン界面活性剤	mg/L					0.04 以下			0							定の条件に	年1回	(土.1
42 ジェオスミン 43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満						未満	0							より省略可	年1回	注3
		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	0							能)	年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満		0.02 以下	0.004 以下			0								年1回	 注1
45 フェノール類 46 左換物(全左換片表(TOC)の長)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満		0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	<b>不</b> 個	0 0						0 0		年1回	仕.1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		不何	0		000	0	_					
47 pH値		7.7	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.7	1	0	0	0	0			0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0		000				0 0		月1回	省略不可能項目
49 臭気	井	異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	0	000	0 0			0 0			
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度以下				0 0						0 0			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下										0 0			
							LĘ	マロ安	9 5	9	∟ 9 ±23	9 9	123	9 9	123   9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の	最大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌				検出されない			検出され		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	)1 T E	711四	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満							3月1回	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の	十1日	1工.1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ		
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		0					0	り省略可	3月1回	注2
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)	左1日	<i>&gt;</i> }-1
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0							年1回	注1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö		0	0		0	0.01.00	0.01.00	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0	1.1	1.1	10 以下	2.0 以下		214103	Ŏ		Ŏ	Ŏ		Ö	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	0								<u> </u>
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	O								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
15 1,4-ジオキサン	mg/L mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満		0.008 以下									条件によ	年1回	注1
20	mg/L				0.04 以下				0							十1回	<b>仕</b> 1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						_		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06	0.6 以下	0.12 以下			0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満			0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0	_		
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			O		0	O		0	_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			Ö		Ö	Ö		Ö	_		
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			Ŏ		Ö	Ö		Ö	_		
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	Ö								
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.04 以下		未満	0						(特定の		
35 銅及びその化合物		0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0						条件によ	年1回	注1
1 1 1 1	mg/L														り省略可		
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.7	8.9	200 以下	40.0 以下			0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0								少败了可处证
38 塩化物イオン	mg/L	4.5	4.7	4.4	200 以下	40.0 以下					00	0	0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	25	27	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	144	145	144	500 以下	100 以下			0						3月1回(特	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						3月1四(特 定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3	未満	00	00	00	00	00	00			
47 pH値		7.4	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5				00		00				
		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	0 0			0 0			D 4 F	Alamet and Alamet III
48 味															月1回	月1回	省略不可能項目
48 味 49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常な	2							74-1-	7 4 2 1	
49 臭気	度	異常なし	異常なし		異常でないこと 5度 以下		異常な		0 0						- 7 - 7	7,11	
	度度	異常なし 0.5未満 0.2未満	異常なし 0.5 未満 0.2 未満	異常なし 0.5 未満 0.2 未満	異常でないこと 5度 以下 2度 以下		0.5	未満	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		7, 2	

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	是大值	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1				0 0					月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		12 41 1 2 1 21	1241 1 - 1 - 0	検出されない			検出され		0 0	00	0 0	0 0	0 0	00	71 1 [2]	71 1四	日曜111111111111111111111111111111111111
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.1	1.1	10 以下	2.0 以下	1.2		0		0	0		0	3月1凹	3月1凹	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08	未満	0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	O								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ŏ						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.02 以下	0.008 以下			0						り省略可	1 4 124	<u>                                     </u>
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 木禍	0.002 木禍	0.02 以下	0.004 以下			0						能)		
19 トリクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						月67		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満		0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
	mg/L			0.001 未満													
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06		0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			10 m4
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008	未満	0		0			0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	未満							3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02	未満							- (特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03	未満	0						条件によ	左1同	<b>&gt;</b> → 1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	未満	0							年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	7.9	7.9	200 以下	40.0 以下			0						り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	Ŏ						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	4.9	5.1	4.8	200 以下	40.0 以下			$\bigcirc$	00	00	00	0 0	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	27	27	300 以下	60 以下			0						, ,	年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	138	130	139	500 以下	100 以下										3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未滞	0						3月1回(特	年1回	<u>注</u> 2
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						定の条件に		
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	0						より省略可	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.00001 以下	0.000002 以下			0						能)	年1回	 注5
	mg/L	0.005 未満			0.02 以下	0.004 以下									$\dashv$	年1回	
45 フェノール類 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		0.0005 未満	0.0005 未満					0		0 0					十1円	仕.1
	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満					0 0	0 0			
47 pH値		7.1	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	1	0 0	0 0				0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な			0 0				0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気	p.J.a	異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な				0 0			0 0			.4.6
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下						0 0						
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
							項	[目数]	9   51	9 9	23 9	9 23	9 9	23 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	1	1	100以下		1		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		12 41 1 - 1 - 0	12 (1 1 2 1 2 1	検出されない			検出された		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	)1 TEG	711四	日曜171777月
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満							(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	0 - 1 -	0   1	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	6.7	4.4	4.9	10 以下	2.0 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			O								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			O						3月1回		
15 1,4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ö						(特定の		
16 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ŏ						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002 未満	0.002未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						り省略可	, =	·
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						1,0/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		Ö								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.001 ) [CI]	0.09	0.6 以下	0.12 以下		/   <b>\</b>	O		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		未滞	Ö		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.06 以下	0.004 以下	0.002		Ö		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	5月1回	3月1日	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0			0	_		
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下									_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満					0		0	0		0	_		
30 プロモホルム 31 ホルムアルデヒド	mg/L				0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下		<b>木</b> 個	0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.03	1.0 以下	0.20 以下		—I→ >:HI:	0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		木個	0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下			0						り省略可	, , ,	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.6	8.8	9.4	200 以下	40.0 以下			0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0		0 0		0 0				/Ame Alert II
38 塩化物イオン	mg/L	9.6	7.7	7.9	200 以下	40.0 以下				0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	55	41	46	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	200	162	168	500 以下	100 以下			0						3月1回(特	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						_	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0			0 0				年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0		0 0				
47 pH値		7.1	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1				0 0						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし		0 0	0 0				0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし				0 0					71 1111	
50 色度	度	0.6	1.0	0.5 未満	5度 以下		1.0				0 0						
51 濁度	度	0.2	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2				0 0						
							項	目数	9 51	9 9	23 9	9 23	9 9	23 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	是大值	4月 5月	月 6月	7月 8月	9月 10月	11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	 その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0		0 0		0 0	O C		0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出される				0 0						月1回	<b>有哈</b> 尔
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	C	)								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	C							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	C							(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	C							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	C							り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			C							能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			C									
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			C		0		0		0	0.015	0.010	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.9	0.9	0.9	10 以下	2.0 以下			C		Ö		Ō		O	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	C									·
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			Č									
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Č							3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			C							(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			C							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下										り省略可	, +	<u></u>
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			$\overline{C}$							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			C							nL/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001											
21 塩素酸	mg/L	0.20	0.001 /尺刊刷 0.17	0.35	0.6 以下	0.12 以下		/  <b>\</b> 1	C		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002	土港			0		0		0	_		
23 クロロホルム	mg/I	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002				0				0	-		
24 ジクロロ酢酸	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.00 以下	0.006 以下	0.001				0				0	-		
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003 未満																
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下 0.002 以下	0.001		C		0		0		0	3月1回	9月1回	少败不可处而且
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下				C		0		0		0	3月1凹	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下		未満	C		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			$\Box$		0		0		0	_		
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下		未満	-		0		0		0	_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下		未満	C		0		0		0	_		
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下		木牐	C		0				0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.01	1.0 以下	0.20 以下			C							3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			$\subseteq$							(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		未満	C							条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			C							り省略可	,	,
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.3	6.9	7.3	200 以下	40.0 以下		1 11.	C							能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			C	_								diversity of the second
38 塩化物イオン	mg/L	5.0	5.0	5.0	200 以下	40.0 以下			0 0		$\circ$	OC		0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	28	30	300 以下	60 以下			C								年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	102	100	102	500 以下			LAU		_						3月1回(特	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			C							一定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							C							より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			C							能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			C								年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下		0.0005		C	)							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満							0 0			
47 pH値		7.2	7.3	7.2	5.8 ~ 8.6		7.3				0 0			0 0				
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0		0 0			0 0		月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な				0 0						71 1 1	日加小小儿的人
50 色度	度	0.5	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5								0 0			
51 濁度	度	0.3	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.3								0 0			
							項								23 9			

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最								基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0				0 0					月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/т	1241 1 - 1	12 41 1 - 1	検出されない		0.0000 NIT	検出され			0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0						0   1		
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回 (特定の		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						条件によ	年1同	<i>シ</i> <del>}</del> 1
6 鉛及びその化合物 7 km x x x x x x x x x x x x x x x x x x	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可		
8 六価クロム化合物 9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)		
	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0								省略不可能項目
10       シアン化物イオン及び塩化シアン         11       水砂炉空車         11       水砂炉空車	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		不何	0		0	0		0	3月1回	3月1回	<u> </u>
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.3	1.3	10 以下	2.0 以下		十二	0		0	0		0			<u> </u>
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下			0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			0						0   1		
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						(特定の	F15	<i>&gt;</i> }→ <b>-</b> 1
16 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						_		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.17	0.06 未満	0.18	0.6 以下	0.12 以下		I . Nella	0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			15-16-1-16-2-1-16-2-1-1
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						特定の		
34   鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03	未満	0						条件によ	年1回	注1
35   銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.02		0						一 り省略可	十五四	1工.1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	7.9	8.3	200 以下	40.0 以下	8.3		0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001		0								
38 塩化物イオン	mg/L	6.2	5.7	5.4	200 以下	40.0 以下			0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	25	25	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	130	114	118	500 以下	100 以下									O   1     / 1/4	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						3月1回(特 定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0						
47 pH値		7.0	7.1	7.0	$5.8 \sim 8.6$		7.1		0 0	00	0 0	0 0	00	0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	0 0	0 0	0 0	00	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	し	0 0	0 0	0 0	0 0	00	00	月1四	月1凹	1 哈小 門 肥 坝 日
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5	未満	0 0	00	00			00			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						00						
											23 9						

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	大値	4月 5月	6月	7月 8月	9月 10月	11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	 その理由
1 一般細菌	/mL	5	4	0	100以下		5		O C		0 0	0 0		0 0	00	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出される				0 0					月1凹	月1回	<b>有哈</b> 尔 明 能 垻 日
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	С	)								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	С							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	С							(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	С							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	С	)						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	С	)						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	С	)								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	С	)	0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.2	2.1	10 以下	2.0 以下	2.4		C	)	0		0		0	3月1回	3月1四	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08	未満	С	)								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1	未満	С									
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002	未満	C							3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	C	)						(特定の		
16 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			C							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			C							り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			C							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	С	)								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	С									
21 塩素酸	mg/L	0.19	0.15	0.17	0.6 以下	0.12 以下	0.19		C		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002	未満	C		0		0		0	_		
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		Č		O		Ō		Ö			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		Č		O		Ō		O			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		Č		O		Ō		O			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Č		O		Ō		O	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下		未満	C		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Č		O		Ō		O			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下		未満	C		0		Ō		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下		未満	Č		Ö		Ŏ		Ö			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			Č		Ö		Ŏ		Ö			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.01	1.0 以下	0.20 以下			С							0 - 1 -		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	Č							3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			Č							(特定の	左1日	<i>&gt;</i> }→ <b>-</b> 1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			Č							条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	8.1	8.3	200 以下	40.0 以下			Č							り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	Ċ							能)		
38 塩化物イオン	mg/L	5.7	5.5	5.5	200 以下	40.0 以下		, .	0 0		0 0	0 0		0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	32	28	29	300 以下	60 以下			С								年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	159	130	137	500 以下	100 以下			C						0		3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02	未満	С	)						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満			0.00001 以下				С							定の条件に より省略可	年1日	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			С							能)	年1回	往.3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			C							11-7	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	С	)							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下					0 0							
47 pH値		7.2	7.2	7.1	$5.8 \sim 8.6$		7.2						_	0 0				
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	し	O C		0 0	0 0		0 0		月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	し	0 0		0 0						万工凹	目哨小り形块目
50 色度	度	1.8	0.6	0.5 未満	5度 以下		1.8		0 0		0 0	0 0		0 0	0 0			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0							
											9 23							

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 検 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の	最大値							基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1	_	0 0	0 0	0 0	0 0	00	00	月1回	月1回	省略不可能項
2 大腸菌		1241 1 - 1	12 41 1 - 1	検出されない			検出され		0 0	0 0	0 0	0 0	00	00	7110	71 1	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の	十1四	1工.1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ		
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.003	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.003					0			り省略可	3月1回	注2
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)	欠1日	<i>&gt;</i> → 1
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0							年1回	注1
0 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö		0	0		0	опан	0.01.0	省略不可能項
1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.6	1.5	10 以下	2.0 以下		2 1 1 1 1 9	Ö		Ŏ	Ö		Ŏ	3月1回	3月1回	注4
2 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	Ö								
3 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	Ö								
4 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
5 1,4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.002 以下	0.010 以下			0						(特定の		
<ul><li>3 1,4 ノスペリン</li><li>6 シスー1,2ージクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン</li></ul>		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ジクロロメタン	mg/L					0.008 以下									別省略可	누니비	(土1
	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下				0								
8 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)		
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						_		
0 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
1 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06		0		0	0		0			
2 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0		0	0		0			
3 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0			
4 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
5 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		0			0			
96 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項
7 総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		0	0		0			
8 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
9 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
0 ブロモホルム	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			O		0	O		O			
1 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下		未満	Ö		Ö	Ö		Ŏ	_		
2 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.04	0.03	1.0 以下	0.20 以下		2   4     9	Ö								20.
3 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	Ŏ						3月1回	年1回	注1
4 鉄及びその化合物	mg/L	0.03	0.05	0.08	0.3 以下	0.06 以下		/ [C] [P]							(特定の	3月1回	注2
5 銅及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未滞	0						条件によ	0/11回	11.2
6 ナトリウム及びその化合物		8.6	8.9	9.2	200 以下	40.0 以下		/  <b>\  叫 </b>	0						り省略可	年1回	注1
7 マンガン及びその化合物	mg/L mg/L	0.001	0.002	0.002	0.05 以下	0.010 以下			0						能)	구되의	(土.1
															日1日	H 1 Ind	省略不可能項
8 塩化物イオン	mg/L	5.3	5.4	5.1	200 以下	40.0 以下				0 0	0	0	0	0	月1回	月1回	
9 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	34	33	33	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
0 蒸発残留物	mg/L	142	125	131	500 以下	100 以下		- <b>1</b> >-	0						3月1回(特	3月1回	注2
1 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						定の条件に	年1回	注1
2 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
3 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	0						能)		
4 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	注5
5 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0							年1回	注1
6 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0		0 0				
7 pH値		7.4	7.5	7.3	$5.8 \sim 8.6$		7.5				0 0						
8 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常な		0 0	0 0			00		日1日	日1日	少败了可处理
9 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	:	00		00	00	00	00	月1回	月1回	省略不可能項
0 色度	度	2.5	0.7	1.6	5度 以下		2.5				0 0						
1 濁度	度	1.1	0.2 未満	0.6	2度 以下		1.1				0 0						
<u> </u>	-	_,_	0.1 m \ [ + 1 m]	5.0	-2011							9 25					

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

2 大部田	省略不可能項目 注1  省略不可能項目 注4
株式の大きの大きの作品を含し、	注1 省略不可能項目 注4
4 水泉及びその化合物 mg/L 0.0005未満 0.0005未満 0.0001 米油 0.001 米油	省略不可能項目 注4
6 計及びその化合物 mg/L 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.001 上満 0.002 よ 0.002 よ 0.002 よ 0.001 大 流 0.001 大	省略不可能項目 注4
6 終及びその化合物 mg/L 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.001 よ	省略不可能項目 注4
たのかった   10   10   10   10   10   10   10   1	省略不可能項目 注4
株型の大きの	注4
9 西前酸能窒素	注4
9 画前修能窒素 mg/L 0.004 未満 0.004 未満 0.004 未満 0.004 未満 0.004 未満 0.004 未満 0.000 未満 0.00	注4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン mg/L 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.01 取下 0.002 以下 0.001 未満 0.0 以下 0.002 以下 0.001 未満 0.0 以下 0.002 以下 0.001 未満 0.0 以下 0.002 以下 0.002 以下 0.002 以下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 未満 0.002 未満 0.002 未満 0.002 未満 0.002 未満 0.002 未満 0.002 从下 0.002 以下 0.0004 又下 0.0002 未満 0.002 未満 0.002 从下 0.002 从下 0.0004 又下 0.0002 未満 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 未満 0.002 未満 0.002 从下 0.003 未满 0.001 未满 0.002 从下 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003 未满 0.003 未满 0.003 从下 0.002 从下 0.002 从下 0.003 未满 0.003	注4
11 前機能需素及び毛の化合物 mg/L	
12 フッ素及びその化合物	注1
13 ホウ素及びその化合物 mg/L 0.1 未満 0.1 未満 0.002 未満 0.0002 未満 0.0002 未満 0.0002 未満 0.0002 未満 0.0002 ま満 0.0004 以下 0.0003 未満 0 に (特定の mg/L 0.005 未満 0.005 未満 0.005 未満 0.002 以下 0.001 以下 0.008 以下 0.004 未満 0 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に	注1
14 四塩化炭素   mg/L   0.0002 未満   0.0002 未満   0.0002 末満   0.0002 東茂   0.0004 以下   0.0002 東満   0.005 東満   0.004 東満   0.004 東満   0.004 東満   0.004 東満   0.004 東満   0.002 東満   0.001 東満   0.002 東西   0.002 東西   0.001 東満   0.002 東西   0.002 東西   0.001 東満   0.002 東西   0.002	注1
15   1, 4-ジオキサン   mg/L   0.005 未満   0.005 未満   0.005 未満   0.005 未満   0.005 未満   0.005 未満   0.004 未満   0.004 未満   0.004 未満   0.004 未満   0.004 未満   0.004 未満   0.002 上声   0.002 以下   0.004 以下   0.002 以下   0.001 未満   0.002 以下   0.002 以下   0.001 未満   0.002 以下   0.002 以下   0.001 未満   0.001 未満   0.002 以下   0.002 以下   0.003   未満   0.002 未満   0.002 未満   0.002 未満   0.003 未満   0.004 未満   0.004 以下   0.002 以下   0.002 以下   0.004 以下   0.002 以下   0.004 以下   0.002 以下   0.004 以下   0.003 未満   0.004 未満   0.	注1
16   2-1	注1
17 ジクロロメタン mg/L 0.002 未満 0.002 未満 0.002 未満 0.002 未満 0.002 未満 0.001 未満 0.002 以下 0.002 以下 0.001 未満 ○	1.2.2
下トラクロロエチレン   mg/L   0.001 未満   0.001 東下   0.002 以下   0.001 未満   0.002 以下   0.002 以下   0.001 未満   0.002 北満   0.003 北満   0.001 北満	
19   リクロロエチレン   mg/L   0.001 未満   0.002 以下   0.002 以下   0.002 以下   0.002 未満   0.002 未満   0.002 未満   0.002 未満   0.002 未満   0.002 以下   0.002 以下   0.002 以下   0.002 以下   0.002   0.002   0.002   0.003   0	
20 べンゼン mg/L 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.002 以下 0.002 以下 0.001 未満 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
21 塩素酸 mg/L 0.06 未満 0.06 未満 0.06 未満 0.02 以下 0.012 以下 0.006 未満 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
22 クロロ酢酸     mg/L     0.002 未満     0.002 未満     0.002 未満     0.002 東南     0.004 以下     0.002 未満     0.002 未満     0.003 以下     0.002 東南     0.003 東南     0.000 東南     0.0003 東南     0.000 東南     0.0003 東南     0.000	
23 クロロホルム       mg/L       0.003       0.003       0.001 未満       0.06 以下       0.012 以下       0.003       ○ <t< td=""><td></td></t<>	
24 ジクロロ酢酸       mg/L       0.003 未満       0.003 未満       0.003 東満       0.003 東満       0.001 東満       0.002 東       0.008 東       0.002 東	
25 ジブロモクロロメタン       mg/L       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 東南       0.001 東南       0.002 以下       0.001 未満       0.001 未満       0.001 東南       0.001 以下       0.002 以下       0.001 未満       0.001 未満       0.001 東南       0.001 東南       0.002 以下       0.001 未満       0.001 未満       0.001 東南       0.002 以下       0.002 以下       0.001 未満       0.001 未満       0.002 以下       0.002 以下       0.004       0.003 未満       0.003 未満       0.003 未満       0.003 未満       0.003 以下       0.006 以下       0.003 未満       0.003 未満       0.003 未満       0.003 東南       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.002 以下       0.003 東南       0.001 未満       0.002 以下       0.003 東南       0.002 以下       0.001 未満       0.001 未満       0.002 未満 <td< td=""><td></td></td<>	
26 臭素酸       mg/L       0.001 未満       0.001 未満       0.001 以下       0.002 以下       0.001 未満       0.001 未満       0.001 以下       0.002 以下       0.001 未満       0.001 未満       0.002 以下       0.002 以下       0.004       0.001 未満       0.002 以下       0.006 以下       0.004       0.004       0.002 以下       0.006 以下       0.006 以下       0.003 未満       0.003 未満       0.003 未満       0.003 以下       0.006 以下       0.001       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.002 以下       0.001 以下       0.002 以下       0.001 以下       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.001 未満       0.002 以下       0.001 以下       0.002 以下       0.001 未満       0.002 以下       0.002 未満       0.002 以下       0.002 未満       0.002 以下       0.002 以下       0.003 未満       0.003 未満       0.002 以下       0.002 以下	
27 総トリハロメタン       mg/L       0.003       0.004       0.002       0.1 以下       0.020 以下       0.004       ○	少败了司处西日
28 トリクロロ酢酸     mg/L     0.003 未満     0.003 未満     0.003 果満     0.003 果満     0.003 果満     0.006 以下     0.006 以下     0.001     ○     <	省略不可能項目
29 ブロモジクロロメタン     mg/L     0.001 未満     0.001     0.001 未満     0.000 以下     0.006 以下     0.001     ○	
30 プロモホルム     mg/L     0.001 未満     0.001 未満     0.002     0.09 以下     0.018 以下     0.002     0     0     0     0       31 ホルムアルデヒド     mg/L     0.008 未満     0.008 未満     0.008 以下     0.016 以下     0.008 未満     0     0     0     0       32 亜鉛及びその化合物     mg/L     0.01 未満     0.01 未満     0.01 未満     0.01 未満     0.02 未満     0.02 以下     0.04 以下     0.02 未満     0     3月1回(特定の保定の保定の保定の保定の保定の保定の保定の保定の保定の保定の保定の保定の保定	
31 ホルムアルデヒド     mg/L     0.008 未満     0.008 未満     0.008 果満     0.008 果満     0.008 果満     0.016 以下     0.016 以下     0.008 未満     0.008 未満     0.008 財産     0.016 以下     0.016 以下     0.008 未満     0.01 未満     0.02 以下     0.02 以下     0.02 未満     0.02 未満     0.02 未満     0.02 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.01 未満     0.02 以上     0.01 未満     0.01 未満     0.01 未満     0.02 以上     0.02 以上     0.03 未満     <	
32 亜鉛及びその化合物 mg/L 0.01 未満 0.01 未満 0.01 未満 0.01 未満 0.01 未満 0.02 以下 0.20 以下 0.01 未満 ○ 3月1回 33 アルミニウム及びその化合物 mg/L 0.02 未満 0.02 未満 0.02 未満 0.02 未満 0.03 未満 0.03 未満 0.03 未満 0.03 未満 0.03 未満 0.03 未満 0.01	
33 アルミニウム及びその化合物     mg/L     0.02 未満     0.02 未満     0.02 未満     0.02 未満     0.02 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.01	
33   アルミニリム及びその化合物   mg/L   0.02 未満   0.02 未満   0.02 未満   0.02 未満   0.02 未満   0.03 未満   0.04 以下   0.06 以下   0.03 未満   0.03 未満   0.01 未満   0.02 未満   0.02 未満   0.02 未満   0.02 未満   0.02 未満   0.02 未満   0.03 未満   0.04 以下   0.05 以下   0.05 以下   0.01 未満   0.01	
34 妖及びその化合物     mg/L     0.03 未満     0.03 未満     0.03 未満     0.00 未満     0.00 以下     0.00 以下     0.01 未満     ○     条件により名略可     年1回	
35 鋼及ひその化合物	注1
	11.1
36 プトリリム及いその化合物 mg/L 3.9 3.9 4.0 200以下 40.0以下 4.0 〇 〇 一 (計)	
37 マンガン及いその化合物 mg/L 0.001 未満 0.002 0.05 以下 0.010 以下 0.002 0.002	
	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) mg/L 16 17 18 300 以下 60 以下 18 〇   一   一   一   一   一   一   一   一   一	
40 <u>蒸発残留物 mg/L 67 63 58 500 以下 100 以下 67 </u>	注1
41 陰イオン界面活性剤 mg/I 0.02 夫満 0.02 夫満 0.02 夫満 0.2 以下 0.04 以下 0.02 未満 ○ 3月1回(特	
42 ジェナスミン	<b>注り</b>
42   フェスプペン	注3
44 非イオン界面活性剤 mg/L 0.005 未満 0.005 未満 0.005 未満 0.002 以下 0.004 以下 0.005 未満 ○ 年1回	注5
45 フェノール類 mg/L 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 以下 0.0010 以下 0.0005 未満 ○ 年1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) mg/L 0.3 未満 0.3 未満 0.3 未満 0.3 未満 0.3 未満 0.0 以下 0.6 以下 0.6 以下 0.5 未満 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	. –
47 pH値 7.4 7.5 5.8 ~ 8.6 7.5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
19 中に	
46 外     異常など     異常など     異常など     異常など     異常など     異常など     異常など     月1回     月1回     月1回	(IAMA
50   色度   度   0.5 未満   0.5   5度以下   0.5   0.	省略不可能項目
51 濁度     度     0.3 木調     0.3 木調     0.3 大調	省略不可能項目
項目数 9 51 9 9 22 9 9 22 9	省略不可能項目

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

o 検査項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大					10月 11月				実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0				0 0					月1回	省略不可能項
2 大腸菌		12 41 1 - 1 - 0	12 41 1 - 1	検出されない			検出されない			00	0 0	0 0	00	0 0	/1 - 1	/1 1	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
1 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下		0.00005 未		0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						(特定の	<b>-</b>	×× .
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未		0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未		0								Alamb - Alam
0 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未	満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能巧
1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10 以下	2.0 以下		\	0		0	0		0	37,11	07,11	注4
2 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下			0								
3 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			0								
4 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
5 1,4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未		0						(特定の		
う シスー1,2ージクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未		0						り省略可		
3 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)		
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		., .									
) ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		満	0								
L 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.07	0.6 以下	0.12 以下					0	0		0			
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未	満	0		0	0		0			
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未注	満	0		0	0		0			
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未	満	0		0	0		0			
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未注	満	0		0	0		0	_		
5 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未		0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能
/ 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未		0		0	0		0			
3 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未		Ō		O	Ō		O			
) ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未		Ŏ		O	Ō		Ö			
) ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未		Ŏ		Ö	Ö		Ö			
ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			O		Ö	Ŏ		Ŏ			
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			O								
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ŏ						3月1回		
鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			Ŏ						- (特定の		
銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未		Ŏ						<ul><li>条件によ</li></ul>	年1回	注1
ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.1	7.0	7.0	200 以下	40.0 以下		i jeuj	0						り省略可		
マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		湛	0						能)		
塩化物イオン	mg/L	4.9	5.1	4.8	200 以下	40.0 以下									月1回	月1回	省略不可能
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	44	47	47	300 以下	60 以下			0						/ 1 1 1	年1回	<u>注1</u>
蒸発残留物	mg/L	142	138	132	500 以下	100 以下					0					3月1回	注2
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		満	0						3月1回(特	年1回	<u></u> 注1
ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満							Ō						定の条件に		
2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			Ŏ						_ より省略可 _ 能)	年1回	注3
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ŏ						HE/	年1回	注5
フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005 以下	0.0010 以下			O							年1回	注1
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下				$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	00			1 + 1-1	124 4
pH値	1118/ 11	7.8	7.6	7.7	5.8 ~ 8.6	0.0 0.1	7.8				0 0						
味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし				0 0						45-4-
臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし				0 0					月1回	省略不可能
色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度以下		2.5 未済										
		0.3 未満	0.3 未価	0.3 未凋	2度 以下		0.5 未										
イ里ルジ	/ ラ	0.4 不(何	0.2 不 個	0.7 不(向	2皮以「		U.Z 不	(1四) (一)									

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の2	最大値							基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	9	46	11	100以下		46	4515			0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/I	12 11 1 - 1	12 - 1 - 1 - 1	検出されない		0.0006 以下	検出され			0 0	0 0	0 0	0 0	00			
3カドミウム及びその化合物4水銀及びその化合物	mg/L	0.0003 未満 0.00005 未満	0.0003 未満 0.00005 未満	0.0003 未満 0.00005 未満	0.003 以下 0.0005 以下	0.0000 以下			0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L mg/L	0.0003 未満	0.00003 未凋	0.0003 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可	十五四	1-1- I
8 六価クロム化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)		
9 亜硝酸態窒素	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.04 以下	0.008 以下			0						nu/		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			O		0	0		0			省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	1.0	0.9	1.0	10 以下	2.0 以下		>   < 1 mg	Ŏ		0	Ö		Ö	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	Ö								<u></u>
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	Ö								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö						3月1回		
15 1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			O						(特定の		
16 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			O						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.14	0.15	0.10	0.6 以下	0.12 以下			0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下		未満	0		0	0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下		未満	0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下		L. Nella	0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下		未満	0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.02	1.0 以下	0.20 以下		- <del></del>	0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		未満	0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物 2C カルウィアズスの化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0						り省略可		
36 ナトリウム及びその化合物 37 マンガン及びその化合物	mg/L	8.1 0.001 未満	8.1 0.001 未満	8.4 0.001 未満	200 以下 0.05 以下	40.0 以下 0.010 以下		土、洪	0						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	5.2	5.2	5.1	200 以下	40.0 以下			_						月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L mg/L	69	67	73	300 以下	60 以下									月1四		
40 蒸発残留物	$\frac{\mathrm{mg/L}}{\mathrm{mg/L}}$	171	166	159	500 以下	100 以下						0				3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							O						定の条件に		
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満							Ö						より省略可	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						能)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			Ö							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3	未満	00	00	00	00	00	00		, , ,	
47 pH値		7.8	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8			0 0				00			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		00	00	0 0	0 0	0 0	0 0		H 1 E	少败不可处西口
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	0 0	0 0	0 0	00	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5	未満	0 0		0 0			00			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
											24 9						

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 検査項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の1	最大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0		00	00	00	00	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出され	ない	00	00	00	00	00	00	月1凹	月1回	<b>有哈</b> 尔
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下				Ō						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		., ., .,	Ō						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	Ō						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ō								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö		0	0		0	0.04.0	0.04.0	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.6	0.6	10 以下	2.0 以下		214114	Ö		Ö	Ŏ		Ŏ	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	Ö								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下		未満	Ö						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			0						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0						り省略可	T15	11.1
18 テトラクロロエチレン	mg/L mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 末個	0.02 以下	0.004 以下			0						能)		
19 トリクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						月丘/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 末個	0.01 以下	0.002 以下			0						-		
21 塩素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未価	0.001 未価	0.01 以下	0.002 以下											
	mg/L								0		0	0		0	_		
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0	_		
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0		0.010	
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0	_		
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0	_		
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0						り省略可	1 + 1-1	j ±
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.7	8.5	200 以下	40.0 以下		, , , ,	0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0								
38 塩化物イオン ((イ))	mg/L	4.5	4.6	4.5	200 以下	40.0 以下					0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	33	33	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	144	150	146	500 以下										9月1回/#t	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						3月1回(特 定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		, .	0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0						
47 pH値		7.1	7.0	7.1	$5.8 \sim 8.6$		7.1				0 0						
48 味		異常なし	異常なし	2 1 11 0 1	異常でないこと		異常な				0 0					月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な				0 0					力工凹	目哨作的比较日
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下						0 0						
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
							項	目数	9 51	9 9	23 9	9 23	9 9	23 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	<b>是大値</b>	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	4	11	0	100以下		11				0 0					月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出される		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	00	7115	71.1四	日 相 11、11 能 2 日
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	9月1日	9 및 1 등	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.6	0.6	10 以下	2.0 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08	未満	0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			O								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ö						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ŏ						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						り省略可	, +	<u></u>
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 末満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						HC/		
20 ベンゼン	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0								
21 塩素酸		0.001 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.002 以下			0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0	_		
7.7.7.7	mg/L													0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0	0					
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0		0   1	
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		未満	0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下			0						り省略可	71111	11.1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.6	4.6	4.5	200 以下	40.0 以下			0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0								
38 塩化物イオン	mg/L	3.8	4.1	4.0	200 以下	40.0 以下			0 0	00	0 0	0 0	0 0	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	31	30	300 以下	60 以下			0								
40 蒸発残留物	mg/L	98	92	75	500 以下	100 以下	98		0							年1回	注1
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02		0						3月1回(特		
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						定の条件に より省略可	年1回	<b>注り</b>
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	Ö						より自略り	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						1107	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			Ö							年1回	<u></u> 注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満	0 0	00	00	00	0 0	0 0		, , , ,	
47 pH値		7.5	7.5	7.6	$5.8 \sim 8.6$	0.0.0.1	7.6	. 1 - 11-9			0 0			0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	L		0 0			0 0			· · ·	Alama - Alama
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		00	0 0	0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	1.1	0.9	5度以下		1.1				0 0						
51 濁度		0.4	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.4				0 0						
01  1四/又	又	0.4	0.47个们间	0.47个们间							22 9			22 0			
					. =	5)+ [Na 1[/				9 9	44   9		0 0	9	77 Nia 47 a		

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値			月 8月 9月					実施検査頻度	その理由
一般細菌	/mL	1	0	2	100以下		2								月1回	省略不可能項
大腸菌		12 41 1 - 1 - 0	12 (1 ) (1 )	検出されない			検出されない				0 0	0 0	0 0	) 115	)1 TEI	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下										
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下		0.00005 未満							3月1回		
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下								(特定の		
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下								条件によ	年1回	注1
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下								り省略可		
六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下								能)		
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下										
) シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	t C	)	0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項
1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.1	10 以下	2.0 以下		C	)	0	0		0	9/11回	9711回	注4
2 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下										
3 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		ti C	)							
1 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	ti C	)					3月1回		
5 1,4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			)					(特定の		
ンスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下		ti C						条件によ	年1回	注1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満							り省略可		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下								能)		
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下										
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下										
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06未満	0.6 以下	0.12 以下				0	0		0			
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下				Ŏ	Ö		Ö			
クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06 以下	0.012 以下				Ö	Ö		Ö			
ジクロロ酢酸	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下				Ö	Ö		Ö			
ジブロモクロロメタン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未清			O	Ö		Ö			
臭素酸	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001 未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未清			O	O		Ö	3月1回	3月1回	省略不可能
総トリハロメタン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.020 以下	0.001 未清			0	0		0	0/11년	0/1123	
トリクロロ酢酸	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未清			0	0		0			
ブロモジクロロメタン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満				0		0			
ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.000 以下				0	0		0	_		
ホルムアルデヒド	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.016 以下					0		0			
亜鉛及びその化合物		0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満		0.016 以下										
アルミニウム及びその化合物	mg/L				1.0 以下									- 3月1回		
	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下								- (特定の		
鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下								- 条件によ	年1回	注1
銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下								り省略可		
ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.3	4.4	4.3	200 以下	40.0 以下								能)		
マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満		0.05 以下	0.010 以下										
塩化物イオン	mg/L	3.2	4.0	3.1	200 以下	40.0 以下						0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	23	24	24	300 以下	60 以下		C						_	左1回	> <del>&gt; 1</del>
蒸発残留物	mg/L	84	85	74	500 以下	100 以下								3月1回(特	年1回	注1
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下								定の条件に		
ジェオスミン		0.000001 未満												より省略可	年1回	注3
2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満					0.000001 未満							能)	,	
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下									年1回	注5
フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下									年1回	注1
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下				0 0						
pH値		7.7	7.7	7.7	5.8 ∼ 8.6		7.7									
味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし	0 0			0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能
		田帯チュ	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし							)1 TE	)1 T [二]	日本日、1、1.1日日
臭気		異常なし					共市なし							/		
9 臭気 0 色度 濁度		0.5 未満 0.3	乗用なし 0.5 未満 0.2	0.5 未満	5度 以下 2度 以下		0.5 未満				0 0	0 0	00	)		

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No k	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最		4月 5月		8月 9月					実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	10	20	100以下		20				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	: /I	12 41 1 - 1 - 0	12 47 1 2 7 2	検出されない		0.0006.171	検出され <sup>7</sup>	-		00	00	00	0 0	00			
3 カドミウム及びその化合物 4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下 0.00010 以下		不(向) 土,洪	0						3月1回	年1回 <b>3月1回</b>	
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.000 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0005 以下	0.0010 以下		<b>不何</b>							3月1回 (特定の	3月1四	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						条件によ		注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可	年1回	1工.1
8 六価クロム化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)	꾸니믜	
9 亜硝酸態窒素	mg/L mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.010 以下			0						月ピノ		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.002 以下			0		0	0					省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.001 /\Cim	0.3	10 以下	2.0 以下		/\\1 \\\j			0	0		0	3月1回	3月1回	<u> </u>
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	0								<u> </u>
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.0 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			0						_		
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005未満	0.005 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.004 未満	0.004未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.004		0						り省略可	7-164	1777
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 永満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.002 以下	0.002		0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						HC/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下									_		
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.001 ) C	0.09	0.6 以下	0.12 以下		/ \1 \mu	0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		未満	0		0	0		O			
23 クロロホルム	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0	0		0	_		
24 ジクロロ酢酸	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.003 未満	0.001 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0	_		
25 ジブロモクロロメタン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.00 以下	0.020 以下			0		0	0		Ö	_		
26 臭素酸	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		Ö	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.020 以下			0		0	0		0	0)11[	0/1123	
28 トリクロロ酢酸	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.003 未満	0.001 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		Ö	_		
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.000 未満	0.000 未満	0.000 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		Ö			
31 ホルムアルデヒド	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.008未満	0.008未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	1.0 以下	0.20 以下		/   \	0								
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	O						- 3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.04	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		2   V   IPG	Ö						- (特定の	<b>-</b>	22
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	Ö						条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.1	4.1	3.9	200 以下	40.0 以下		× 1 + 1   4	Ŏ						り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.008	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ö						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	4.7	4.7	4.5	200 以下	40.0 以下				00	0 0	00	00	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	24	25	300 以下	60 以下			0				0 0		74 = -	,,	B.B. (NE2/11)
40 蒸発残留物	mg/L	65	72	57	500 以下				Ö						1	年1回	注1
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	Ö						3月1回(特		
42 ジェオスミン		0.000001 未満							Ö						定の条件に より省略可	左1回	沙力
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						より自略り	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						nu/	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下		0.0005	未満	0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3	未満	0 0	00	0 0	0 0	00	00			
47 pH値		7.2	7.2	7.2	5.8 ∼ 8.6		7.2				00						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		0 0	00	00	00	00	00		日 1 년	少败不可处而口
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な			00	00	00	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.6	0.5 未満	5度 以下		0.6				00						
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2	未満	$\bigcirc$		0 0						

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の過	最大値							基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1     一般細菌       2     大腸菌	/mL	() +>11+2+2+1	1	検出されない	100以下		1 +\(\D\)	<i>+</i> >1 >			0 0					月1回	省略不可能項目
2 人勝国         3 カドミウム及びその化合物	ree or /I	使用されんない 0.0003 未満	使出されんない 0.0003 未満	使用されいよい 0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下				0 0	0 0	0 0	00	00			
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0000 以下			0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.000 未満	0.000 未満	0.0003 以下	0.002 以下			0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可	十1日	(工.1
8 六価クロム化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			0						月67		
9	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0		0						省略不可能項
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.5	1.6	1.6	10 以下	2.0 以下		/下11円	0		0	0		0	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		土港	0								江4
12 フッ系及びその化合物 13 ホウ素及びその化合物		0.08 未満	0.06 未満	0.08 未満	1.0 以下	0.16 以下		未満									
13 小り系及いてのに占物	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満		0.0004 以下			0						3月1回		
14 四塩化灰糸 15 1,4ージオキサン	mg/L		0.0002 未満	0.0002 未凋	0.002 以下				0						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.005 未満			0.05 以下	0.010 以下			0						条件によ	年1回	注1
0   ジスー1, 2 - ジカロロチレン及のドランス - 1, 2 - ジカロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下 0.004 以下	0.004		0						別省略可	十1円	<b>仕1</b>
	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002		0								
8 テトラクロロエチレン  9 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						能)		
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		木湎	0								
21 塩素酸	mg/L	0.08	0.07	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下		- <del></del>	0		0	0		0			
2 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0		0.04.00	//Am/4
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
2 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			0						条件によ	年1回	注1
85 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0						り省略可	1 1 124	177.1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.6	8.7	200 以下	40.0 以下			0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			0								
38 塩化物イオン 塩化物イオン	mg/L	4.6	4.6	4.7	200 以下	40.0 以下				0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	24	26	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
A 蒸発残留物	mg/L	142	135	138	500 以下	100 以下			0						3月1回(特	3月1回	注2
11 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						3月1回(特 一定の条件に	年1回	注1
12 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)		
4    非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	注5
15 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0						
17 pH値		7.2	7.2	7.0	$5.8 \sim 8.6$		7.2		0 0	00	0 0	0 0	00	0 0			
		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常な	:L	0 0	00	0 0	0 0	00	00	月1回	日 1 Io	少败不可处西
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	:	0 0	0 0	00	00	00	00	月1回	月1回	省略不可能項
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下				00	00	00			0 0			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
	.,	.= / / .// 4	1— 7 T 14 P 9	,.,.,,,,,,,,	2.9						23 9						

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値			8月 9月					実施検査頻度	その理由
一般細菌	/mL	0	0	4	100以下		4								月1回	省略不可能項
大腸菌		12 41 1 - 1 - 0	12 41 1 - 1	検出されない			検出されない				0 0	0 0	00	/111	/1 1	H-1 1110 X
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下										
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下		0.00005 未清							3月1回		
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下								(特定の		
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未清	<b>与</b>						条件によ	年1回	注1
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未清	<b>与</b>						り省略可		
六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未清	<b>与</b>						能)		
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未清									
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未清			0	0		0	0 - 1 -	0 - 1 -	省略不可能巧
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.4	1.4	1.5	10 以下	2.0 以下		С		0	0		0	- 3月1回	3月1回	注4
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下										
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下										
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下								3月1回		
1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005未満	0.05 以下	0.010 以下								特定の		
シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下								条件によ	年1回	注1
ジクロロメタン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下								り省略可	1.717	1777
テトラクロロエチレン	mg/L mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下								上がまります。		
トリクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下								月七/		
	mg/L							-								
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下										
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下				0	0		0			
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下				0	0		0			
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下				0	0		0			
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下				0	0		0			
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未清			0	0		0			
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未清			0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能工
総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未清			0	0		0			
トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未清			0	0		0			
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未清	<b>请</b>		0	0		0			
ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未清	<b>请</b>		0	0		0			
ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下				0	0		0			
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		C						0.04.00		
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下								3月1回		
鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下								- (特定の		
銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下								<ul><li>条件によ</li></ul>	年1回	注1
ナトリウム及びその化合物	mg/L mg/L	7.9	7.8	8.0	200 以下	40.0 以下								り省略可		
マンガン及びその化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満		0.05 以下	0.010 以下								能)		
塩化物イオン					200 以下	40.0 以下					$\cap$			月1回	月1回	省略不可能:
	mg/L	5.4	5.1	4.7		60 以下					0 0	00		月1四		<del>直唱和問記</del> 注1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	26	30	300 以下			C							年1回	
	mg/L	126	128	133	500 以下	100 以下								3月1回(特	3月1回	注2 注1
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下								定の条件に	年1回	注1
ジェオスミン		0.000001 未満												より省略可	年1回	注3
2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下								能)	,	
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下									年1回	注5
フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下					_				年1回	注1
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下										
11 22 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		7.2	7.1	7.0	$5.8 \sim 8.6$		7.2									
pH値				III MA 2. 3	田がったい、一丁		田 24.2.1									
pH値 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし							日1同	日1同	<b>省</b> 較 不可能:
pH値		異常なし 異常なし	異常なし 異常なし		異常でないこと		異常なし異常なし	0 0	0 0		0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能工
pH値 味	度						異常なし	00	O C		0 0	0 0	0 0	月1四	月1回	省略不可能項

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の	最大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	3	100以下		3				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		12 11 1 - 1	12 - 1 - 1 - 1	検出されない			検出され		0 0	00	0 0	0 0	0 0	00	7111	7112	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						(特定の	_	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005		0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5		0		0	0		0	0/11四	0711四	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.21	0.21	0.8 以下	0.16 以下	0.21		0		0	0		0		3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.5	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.5									07,11四	11.2
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005		0						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0						条件によ		
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0						り省略可	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06	未満	0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002	未満	0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008	未満	0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	未満	0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02	未満	0						3月1回   (特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03	未満	0							年1同	沙-1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0						条件により	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.1	15.5	14.4	200 以下	40.0 以下			0						り省略可能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001	未満	0						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	16.1	15.9	15.6	200 以下	40.0 以下			0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	161	160	152	300 以下	60 以下					0					3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	316	318	296	500 以下	100 以下					0				0.01.00/#		
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						3月1回(特 定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	0							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満			0 0						
47 pH値		7.8	7.8	7.8	$5.8 \sim 8.6$		7.8		0 0		0 0						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	:1	0 0	0 0				0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	こし	0 0		0 0					刀工凹	日町小り肥切口
50 色度	度	1.3	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		1.3				0 0						
51 濁度	度	0.3	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.3				0 0						
							耳	目数	9 51	9 9	26 9	9 26	9 9	26 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の									基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	2	0 0		0 0	0		0 0	0 0		月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/_	12 11 1 - 1	検出されない	12 4 4 4 4 4 4		0.0000.017	検出され				00	0 (		0 0	00		/ 4 - [	HILL THE STITE
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0	)						0.04.00		
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下		未満	0							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0							(特定の	左1回	沙 1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0							能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0									省略不可能項目
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		不何	$\bigcirc$		0		0		0	3月1回	3月1回	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.4	10 以下	2.0 以下			0		0		0		0			注4
12 フッ素及びその化合物 13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.21	0.22	0.8 以下	0.16 以下	0.22		$\bigcirc$		0		0		0		3月1回	注2
14 四塩化炭素	mg/L	0.4	0.5	0.4 0.0002 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.5	十二年								3月1回		
1 - 1 - 2 - 1 - 1	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満		0.002 以下	0.0004 以下			-0							_ 3月1回 (特定の		
15 1, 4ージオキサン 16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005		0							条件によ		
16 シス-1, 2-シクロロエチレン及びトランス-1, 2-シクロロエチレン 17 ジクロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0							別省略可	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満 0.001 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下 0.002 以下	0.002		0							_ り自哈り 能)	年1回	(土.1
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満		0.001 未満	0.01 以下				0							月七/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001											
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満 0.06 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下 0.12 以下												
	mg/L	0.06 未満		0.06 未満					0		0		0		0			
	mg/L	0.002 未満	0.002 未満 0.001 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		未満	0		0		0		0			
23 クロロホルム         24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.001 未満		0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下 0.006 以下			0		0		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下				0		0		0		0			
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満		0.020 以下		未満	0		0		0		0	3月1回	3月1回	少败不可处而日
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	$\bigcirc$		0		0		0	5月1凹	3月1四	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		$\bigcirc$		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸 29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		$\bigcirc$		0		0		0			
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001		0		0		0		0			
31   ホルムアルデヒド     32   亜鉛及びその化合物	mg/L	0.008 未満	0.008 未満 0.01 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0		0		0			
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01 未満 0.02 未満	0.01 未禰	0.01 未満 0.02 未満	1.0 以下	0.20 以下			0							3月1回		
	mg/L		0.02 未禰		0.2 以下	0.04 以下 0.06 以下			0							(特定の		
A 1. A 1.	mg/L	0.03 未満 0.01 未満	0.03 未価	0.03 未満 0.01 未満	0.3 以下			未満	0							条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物 36 ナトリウム及びその化合物	mg/L				1.0 以下	0.20 以下		/ [间	0							り省略可		
37 マンガン及びその化合物 37 マンガン及びその化合物	mg/L	13.3 0.001 未満	15.4 0.001 未満	14.4 0.001 未満	200 以下 0.05 以下	40.0 以下 0.010 以下		土津	0							能)		
37 マンガン及いての化合物 38 塩化物イオン	mg/L					40.0 以下			_		$\bigcirc$					月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	16.2 163	15.8 162	15.6 150	200 以下 300 以下	<u>40.0 以下</u> 60 以下										月1四		
40 蒸発残留物	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	321	312	292	500 以下	100 以下									0		3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未洪	0							3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0							定の条件に	, , ,	
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0							より省略可	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L mg/L	0.00001 未満	0.005 未満	0.000 未満	0.00001 以下	0.000002 以下			0							能)	年1回	 注5
45 フェノール類		0.005 未満	0.005 未満	0.0005 未満	0.02 以下	0.0010 以下										-	年1回	 注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L mg/L	0.0003 未満	0.0003 未禰	0.0003 未凋	3.0 以下	0.0010 以下	0.0009	小個	0 0						0 0		十工円	江工
47 pH値	mg/L	7.8		7.8	$5.0 \ \text{M} ^{\circ}$ $5.8 \sim 8.6$	0.0 以下	7.8	八個	0 0		0				0 0			
47 pHill 48 味		異常なし			異常でないこと		異常な	1	0		0				0 0			
49 臭気		異常なし	<ul><li>共品なし</li><li>異常なし</li></ul>		異常でないこと		異常な		0 0		0				0 0		月1回	省略不可能項目
		- Hi / L /	TE (1) / L /	TE (1) / L /	大田 イオイー一〇													
	┢																	
50 色度 51 濁度	度度	0.5 未満 0.2 未満	0.5 未満	0.5 未満 0.2 未満	5度 以下 2度 以下		0.5	未満	0 0			0			0 0			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の	最大値								基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	り +会ロナカナンン	( <del>)</del>	0	100以下		り +会ロよわ	421	0 0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌 2 カドンカノ サブドスのルク #m	/T		検出されない			0.0006 以下	検出され				0 0	00	O	0 0	0 0			
3 カドミウム及びその化合物         4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0003 未満 0.00005 未満	0.0003 未満 0.00005 未満	0.0003 未満 0.00005 未満	0.003 以下				C							3月1回		
4     小級及びその化合物       5     セレン及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.000 未満	0.0003 未満	0.0005 以下 0.01 以下	0.00010 以下 0.002 以下			C							3月1回   (特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			C							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			C							り省略可	十1四	1工1
8 六価クロム化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			C							能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			Č							HC/		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			C		0		0		0			省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.4	10 以下	2.0 以下		>1×11mg	C		Ö		Ŏ		Ö	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.19	0.18	0.17	0.8 以下	0.16 以下	0.19				O		O		Ö		0.01.0	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.04	0.4	0.3	1 以下	0.2 以下	0.4										3月1回	注2
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下		未満	C	,						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005		Č							(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		Č							条件によ		
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		Č							り省略可	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		C							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		C	)								
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		С									
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06	未満	С		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002	未満	С		0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001	未満	С		0		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			С		0		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			C		0		0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			C	)	0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		C		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			C	)	0		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		C		0		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001		C		0		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			С		0		0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	C							3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	C							特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		未満	C							条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.01 未満	0.02	1.0 以下	0.20 以下			C							り省略可		•—
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.9	14.1	12.3	200 以下	40.0 以下		+ >#+	-							能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下			$\bigcirc$								日 1 년	少败不可处而口
38 塩化物イオン         39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	13.2 161	12.3 147	11.8	200 以下	40.0 以下 60 以下						0				月1回	月1回	省略不可能項目
40   蒸発残留物	$\frac{\mathrm{mg/L}}{\mathrm{mg/L}}$	322	296	120 255	300 以下 500 以下	100 以下									0		3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	C							3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							Č							定の条件に	,	
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			Č							より省略可 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Č							用位/	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	未満	С	)							年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3	未満	OC		00	00	0	00	00			
47 pH値	,	7.6	7.7	7.5	5.8 ~ 8.6		7.7		OC	Ŏ	00	00	_		0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		00	Ó	0 0	00			0 0		H 1 E	少败不可处否只
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		00		00	00			00	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下				00		00		0	00	0 0			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2	未満	0 0		0 0	00	0	0 0	00			
							Į	頁目数	9 51	9	9 26	9 9	26	9 9	26 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	最大値								基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	り <del>か</del> 川をあるい。	0 +>U+++++	0	100以下		<u>+</u> タルよみ	+>1	0 0		0 0	0		0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/т		検出されない			0.000	検出され		_		0 0	0		0 0	0 0	7 7 7 7		HILL THE STILL
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			-	)						2日1日		
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			C							3月1回 (特定の		
5       セレン及びその化合物         6       鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下 0.002 以下		不何	-							条件によ	年1回	注1
6   超及いての化合物	mg/L	0.001 未満 0.001 未満	0.001 0.001 未満	0.001 未満 0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		土、洪	-							別省略可	十1回	4.1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.001 未凋	0.001 未価	0.001 未凋	0.01 以下	0.002 以下			C							」り自崎り 能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			C							月七/		
10   シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			C		0		0					省略不可能項目
11   硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L mg/L	0.001 水仙	0.001 0.6	0.001 大和町	10 以下	2.0 以下		八十四	C		0		0		0	3月1回	3月1回	<u> </u>
12 フッ素及びその化合物	mg/L mg/L	0.08 未満	0.08	0.08	0.8 以下	0.16 以下			C		O							17.4
12   フラ系及びでの旧日初   13   ホウ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.10 以下		未満	Č							_		
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			C							3月1回		
15 1,4ージオキサン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 永満	0.002 以下	0.0004 以下			C							(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下	0.003		Č							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		C							り省略可	十五四	1 L I
18 テトラクロロエチレン	mg/L mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 木禍	0.02 以下	0.004 以下	0.002		C							」が目時刊 能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		Č	, )						月日/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		Č									
21 塩素酸	mg/L	0.001 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.002 以下			C		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Č		0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.06 以下	0.004 以下			Č		O		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.012 以下			Č		O		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.020 以下		未満	Č		O		0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	Č		O				0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.022 以下			Č		O				0	0)11[2]	0/11년	日配工工工作工
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			$\overline{C}$		Ö		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		C		Ö		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001		C		Ö		O		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008 未満	0.008未満	0.08 以下	0.016 以下			Č		Ŏ		Ö		0	_		
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			C									
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Č							3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			Č							(特定の	<b>-</b>	20.
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		>   <	Č							条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.8	9.0	8.6	200 以下	40.0 以下			Č							り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未満	$\overline{C}$							能)		
38 塩化物イオン	mg/L	7.0	5.6	5.9	200 以下	40.0 以下			_		00	0		0 0	00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	45	51	51	300 以下	60 以下			C	)	Ŏ		Ö		Ö	7,21		
40 蒸発残留物	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	139	156	151	500 以下	100 以下			Č	)	Ŏ		O		Ŏ		3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	C	)						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							Č							定の条件に	,	
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			Č							より省略可 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			Č							HG/	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			Č								年1回	<u></u> 注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3	未満	0 0		00	0		0 0	00		,	·
47 pH値		7.1	7.1	6.9	5.8 ~ 8.6		7.1	, 11-4	OC	Ó	0 0	0			O O			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な	:1	00	0	0 0	0		0 0				LEMP T TAKET I
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な		Ŏ Č		0 0	0			0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5未満	0.5 未満	5度 以下				O C		0 0	0			0 0			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下										0 0			
			. , 11 4	., ., .,											24 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	[4月 5]	月 6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0 検出されない	0	***	100以下 検出されないこと		<u>0</u> 検出されない							月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌         3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	*** ***	0.003 以下	0.0006 以下										
4 水銀及びその化合物	mg/L mg/L	0.0005 未満		***	0.005 以下		0.00005 未清							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	***	0.0003 以下	0.002 以下								(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	***	0.01 以下	0.002 以下								条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	***	0.01 以下	0.002 以下								り省略可	十五四	177.1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.001 未満	0.005 未満	***	0.01 以下	0.002 以下								能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	***	0.03 以下	0.008 以下								ĦC/		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	***	0.04 以下	0.002 以下										省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.001 /大和町 0.1	***	10 以下	2.0 以下		J .						3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	***	0.8 以下	0.16 以下		i								1
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1 未満	***	1.0 以下	0.10 以下		J .								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	***	0.002 以下	0.0004 以下		i						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005未満	***	0.002 以下	0.010 以下								(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	***	0.04 以下	0.008 以下								条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	***	0.04 以下	0.008 以下								り省略可	十五四	11-1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 永満	***	0.02 以下	0.004 以下								能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	***	0.01 以下	0.002 以下								ĦC/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	***	0.01 以下	0.002 以下										
21 塩素酸	mg/L	0.08	0.06 未満	***	0.6 以下	0.12 以下		y .								
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	***	0.02 以下	0.004 以下		i								
23 クロロホルム	mg/L	0.002 未満	0.002 末間	***	0.06 以下	0.012 以下										
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.001 未満	0.003 未満	***	0.03 以下	0.006 以下										
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	***	0.1 以下	0.020 以下										
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	***	0.01 以下	0.002 以下								3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	***	0.01 以下	0.020 以下								0/112	0),112	H #U 1 .1 UC. X H
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	***	0.03 以下	0.006 以下										
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	***	0.03 以下	0.006 以下										
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001 未満	***	0.09 以下	0.018 以下										
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	***	0.08 以下	0.016 以下										
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	***	1.0 以下	0.20 以下										
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	***	0.2 以下	0.04 以下								3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	***	0.3 以下	0.06 以下								(特定の		**
35 銅及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 / C	***	1.0 以下	0.20 以下		9						条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.8	9.5	***	200 以下	40.0 以下								り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	***	0.05 以下	0.010 以下								能)		
38 塩化物イオン	mg/L	25.2	24.2	***	200 以下	40.0 以下								月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	160	132	***	300 以下	60 以下								\4 <del>+</del>		
40 蒸発残留物	mg/L	321	263	***	500 以下	100 以下									3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	***	0.2 以下	0.04 以下		i						3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満		***			0.000001 未清							定の条件に		
43 2-メチルイソボルネオール		0.000001 未満		***			0.000001 未清	-						より省略可 能)	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	***	0.02 以下	0.004 以下								」 問題/	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005 未満	***	0.005 以下	0.0010 以下									年1回	<u>注1</u>
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	***	3.0 以下	0.6 以下									,	, mare 44
47 pH値	3/ 2	6.5	6.9	***	5.8 ~ 8.6	3,0 3,1	6.9									
48 味		異常なし	異常なし	***	異常でないこと		異常なし							пин	ПиП	/IAMA TO ALAKAT H
49 臭気		異常なし	異常なし	***	異常でないこと		異常なし							月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	***	5度 以下		0.5 未清	i								
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	***	2度 以下		0.2 未清									
	-	3-7-17-0	.= / [ . ] / [						0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- \*平成30年3月より休止中
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の	最大値	4月 5月	6月 7	月8月	9月 10月 1	1月 12月	1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	 その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0		0 0	0		00	0 0		00		月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出され	ない	0 0	0		0 0	00	0	00	月1四	月1四	1 附个 9 比 垻 日
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0									
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0							(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0							り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0							能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0									
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0		0		0	9月1日	9월 1등	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下			0		0		0		0	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.12	0.12	0.8 以下	0.16 以下									0		0 - 1 -	¥∙0
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.6	0.6	0.6	1 以下	0.2 以下			O				Ö				3月1回	注2
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			O		Ŭ					3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ö							(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ŏ							条件によ		
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002未満	0.02 以下	0.004 以下			Ŏ							り省略可	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö							能)		,
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö							1,2		
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001 未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			Ŏ									
21 塩素酸	mg/L	0.18	0.08	0.08	0.6 以下	0.12 以下		>   < 1 -3	Ö		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		未満	Ŏ		Ŏ		Ŏ		Ö			
23 クロロホルム	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001未満	0.06 以下	0.012 以下		>1×11eg	Ŏ		Ŏ		Ŏ		Ö			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.002	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ö		Ŏ		Ŏ		Ö			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.007	0.002	0.002	0.1 以下	0.020 以下			Ö		Ŏ		Ŏ		Ö			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.002 未満	0.002	0.01 以下	0.002 以下		未満	Ö		Ŏ		Ö		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 ) Cilia	0.001 / C   M   M   M   M   M   M   M   M   M	0.001 / C   M	0.1 以下	0.020 以下		/  <b>\\ 1 </b>	0		Ŏ		Ö		0	0/11[	0/11円	H 40 1 .1 100. X 1
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.007	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ö		Ŏ		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.004	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			O		Ö		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.002	0.001 / C   M   M   M   M   M   M   M   M   M	0.003	0.09 以下	0.000 以下			O		Ö		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.002	0.002	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下		未満	0		Ö		0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.00 未満	0.00 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0									
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0							3月1回	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.02 八和町	0.02 未満	0.03 未満	0.2 以下	0.04 以下		<b>/ \1 叫</b>					$\bigcap$			(特定の	3月1回	注2
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.03 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0							条件によ	0万1四	11.4
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	24.0	25.2	26.4	200 以下	40.0 以下		/  <b>\\ 1</b>	0							り省略可	年1回	注1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下		未滞	$\frac{0}{0}$							能)	71111	11.1
38 塩化物イオン	mg/L	47.7	51.0	48.1	200 以下	40.0 以下			_							月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	272	294	290	300 以下	60.0 以下										/1 T [E]		
40 蒸発残留物	$\frac{\mathrm{mg/L}}{\mathrm{mg/L}}$	536	588	572	500 以下	100 以下											3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0							3月1回(特	年1回	注1
41 陰イオン が 国 石 王 月 42 ジェオスミン		0.000001 未満							0							定の条件に	_	
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0							より省略可	年1回	注3
43 2 一	mg/L mg/L	0.00001 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.00001 以下	0.000002 以下			0							能)	年1回	 注5
45   フェノール類		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下											年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L mg/L	0.0003 未凋	0.0003 未価		3.0 以下	0.0010 以下						00					十1円	江工
40 有機物(至有機灰系(TOC)の重) 47 pH値	mg/L	7.6		7.6	5.8 ~ 8.6	0.0 以下	7.6	/下個										
47 pHill 48 味		異常なし			異常でないこと		異常な	2]	0 0									
49 臭気		異常なし	<u> </u>		異常でないこと		異常な					0 0			0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
	庄	2.5 未満		2.5未満								0 0		_				
50 色度	<u>度</u> 	0.5 未満	0.2 未満	0.5 未満	5度 以下							0 0		_				
51   濁度	泛	0.4 不何	0.4 不何	0.4 不何	2度 以下				9 51				$\frac{0}{27}$		27 9			
				<b>4</b> 1 A	+	5/->- 「Nia 1 □ /-			9   <u>51</u>	9   9	9   41	9 9	_, ,			478Nia 47a		

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最									*	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	18	0	0	100以下		18		0 0	0	0 0		0	0 0	O C	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		12 - 1 - 1 - 1	12 - 1 - 1 - 1	検出されない。			検出される		0 0	0	0 0			0 0	O C	) 110	71 1 [2]	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0									
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下				0							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		, .	0							(特定の	<b>.</b>	22.
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0							能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0									少败了司经话口
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	木油	0		0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下 0.16 以下			0		0		0		0			
12 フッ素及びその化合物 13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.15	0.11	0.11	0.8 以下	0.16 以下									0	_	3月1回	注2
14 四塩化炭素	mg/L mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下		土港	0							3月1回		
15 1,4-ジオキサン	mg/L mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0							(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			0							条件によ		
17 ジクロロメタン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0							り省略可	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							能)	十五四	177. 7
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							nu/		
20 ベンゼン	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ŏ									
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06未満	0.6 以下	0.12 以下			O		0	)	0		0			
22 クロロ酢酸	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/L}}$	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ŏ		Ŏ		O		Ö			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		Ŏ		Ŏ		Ŏ		Ö			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ŏ		Ö		Ŏ		Ö			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		O		0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.002		0		O		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		0		0		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	)	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0							3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		, .	0							(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下			0							条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	0							り省略可	1 1	122
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	21.3	20.2	23.1	200 以下	40.0 以下		-L- 5-H+	0							能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下				0									少败不可处否口
38 塩化物イオン 20 カルジウム マグラシウム学 (研究)	mg/L	38.7	44.1 251	54.2	200 以下	40.0 以下 60 以下										月1回	月1回	省略不可能項目
<ul><li>39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)</li><li>40 蒸発残留物</li></ul>	$\frac{\text{mg/L}}{\text{mg/I}}$	235 461	251 506	265 531	300 以下 500 以下												3月1回	注2
40 <u>蒸発残留物</u> 41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下			丰湛	0							3月1回(特	年1回	注1
41 展イオンが面石1生剤 42 ジェオスミン	mg/L	0.002 末個							0							定の条件に		
43 2ーメチルイソボルネオール									0							より省略可	年1回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.00 以下	0.000002 以下			0							能)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下				Ŏ								年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下								$\bigcirc$	0 0	)	1 4 14 1	j ±
47 pH値	1118/11	7.2	7.1		5.8 ~ 8.6	0.0 5.1	7.6	> 1 > 11mg	0 0	0	0 0			00	0 0	)		
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な								OC	)	пин	/ N m ft - T - Ale - T - D
49 臭気		異常なし	異常なし	2 1 11 0 1 -	異常でないこと		異常な		0 0	O	0 0	Ó	0	0 0	ÖÖ	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下			未満	00	0	00	0	0 0	00	OC	)		
51 濁度		0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2	未満	00	O	0 0	0	0 0	00	O C	)		
															26 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

************************************	検査項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の:	最大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
A		/mL	0	•	· ·			-									日1回	省略不可能項目
4 外景が子がからぬ mg/L 0,0000 未溶 0,0000 上常 0,00000 上常 0,0000 上常 0,00000 上常 0,0000 上常 0,00000 上常 0,0000 上常 0,00000 上常 0,0000 上常 0,0000 上常 0,0000 上常 0,0000 上常 0,0000 上常 0,0000 上常 0,00000 上常 0,00000 上常 0,00000 上常 0,00000 上常 0,00000 上常 0,0000000 上常 0,00000 上常 0,00000 上常 0,00000 上常 0,000000 上常 0,0000000000			検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと				0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	711日	)1 TEI	
8   一大大大学とかと含物   一次人   0.001 未前   0.001 未		mg/L																
6		mg/L	0.00005 未満		0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下											
7 と成長 1-1-2		mg/L																
8   本のシルド合物		mg/L				0.01 以下											年1回	注1
9 世路衛音楽		mg/L				0.01 以下												
10   アン(物)   72 (物)   72 (物)   73 (1																能)		
11 日本保管電景をで何前途を含ます		mg/L																
19 日 神経を含めたいの理解を表現 19 1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0									未満						0	3日1回	3月1回	省略不可能項目
13 ボウオ及びその化合物   mg/L   0.002 大海   0.002 大海   0.002 大海   0.002 大海   0.003						10 以下				0		0	0		0	0711四	0/11四	注4
14 日東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東			0.21		0.21					0		0	0		0		3月1回	注2
5   1 - 4 - ジオキウン   mg/L   0.005 未溜   0.005 未溜   0.005 未溜   0.005 未溜   0.00 大元   0.005 未溜   0.0	7 17 12 1 1 1 1 1 1 1 1																0/11四	11.2
6																		
打  ジアレンタン   mg/L   0.002 末満   0.001 末満   0.002 末満	15 1, 4ージオキサン					0.05 以下												
17   ジクロロメタン   mg/L   0.002 末高   0.001 末高   0.002 末高   0.002 末百   0.002 末																		
9		mg/L														- 1 1 1 1	年1回	注1
19	18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						能)		
2. 塩素酸 mg/L 0.06 未満 0.05 未満 0.06 未満 0.06 未満 0.07 大海 0.00 大海			0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
22 少には酢酸		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
22 プロロカルム	21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06	未満	0		0	0		0			
23 クロロホルム mg/L 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.001 未満 0.002 以下 0.002 以下 0.006 以下 0.003 未満 0 0.003 未満 0.002 以下 0.006 以下 0.002 以下 0.001 未満 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002	未満	0		0	0		0			
24   シクロロ群後   mg/L   0.003 未満   0.003 未満   0.003 未満   0.003 未満   0.003 未満   0.003 未満   0.001 未満	23 クロロホルム		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
50   グレーモクロコメタン   mg/L   0.001 未満   0.0001 未満	24 ジクロロ酢酸		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003	未満	0		0	0		0			
28	25 ジブロモクロロメタン		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001	未満	0		0	0		0			
27 後別ハロメタン   mg/L   0.001 未満   0.001 未満   0.001 未満   0.003 未満   0.004   1.005	26 臭素酸			0.001 未満		0.01 以下	0.002 以下			0		0	0			3月1回	3月1回	省略不可能項目
28   リグロロ呼酸   mg/L   0.003 未満   0.003 未満   0.003 未満   0.003 未満   0.003 以下   0.006 以下   0.001   0.0				0.001 未満		0.1 以下	0.020 以下					0	0					
29 プロモジクロロメタン   mg/L   0.001 未満   0.002 未満   0.02 未満   0.03 未満   0.000   0.05 未満   0.000   0.05 未満   0.000   0.05   0.000   0.05   0.000   0.05   0.0000   0.000   0.0000   0.0000   0.0000   0.0000   0.0000   0.0000   0.0000   0.0000   0.0000																		
10	29 ブロモジクロロメタン																	
38	30 ブロモホルム																	
22   亜鉛及びその化合物																		
33 アルミニウム及びその化合物 mg/L 0.02 未満 0.02 未満 0.02 未満 0.02 未満 0.03 未満 0.04 上海 0.01 未満 0.001 上海 0.001																0.015		
発表びその化合物   mg/L   0.03 未満   0.03 未満   0.03 未満   0.01 未満   0.001 上海   14.8   14.2   200 以下   40.0 以下   14.8   0.00																		
35   銅及びその化合物																	F 1 🗔	NA =
36 ナトリウム及びその化合物 mg/L 12.9 14.8 14.2 200 以下 40.0 以下 14.8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0																	午1回	<b>注1</b>
37 マンガン及びその化合物   mg/L   0.001 未満   0.001 未満   0.001 未満   0.001 未満   0.001 上満   0.001 上									, ,									
38 塩化物イオン   16.8   16.5   16.7   200 以下   40.0 以下   16.8   16.8   0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									未満							<b>月巨)</b>		
39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) mg/L 156 151 151 300 以下 60 以下 156										OO	00	00	00	00	00	月1回	月1回	省略不可能項目
40 蒸発残留物       mg/L       309       302       299       500 以下       100 以下       309       0       0       0       0       3月1回 特別       42       41       陰イオン界面活性剤       mg/L       0.02 未満       0.02 未満       0.02 以下       0.04 以下       0.02 未満       0 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></t<>										0		0	0		0			
## 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1										O		0	O		0		3月1回	往2
42 ジェオスミン       mg/L 43 0.00001 未満 0.00001 未満 0.00001 未満 0.00001 未満 0.00001 未満 0.00001 以下 0.00002 以下 0.00001 未満 0.00001 未満 0.00001 以下 0.00002 以下 0.000001 未満 0.00001 未満 0.00001 以下 0.00002 以下 0.000001 未満 0.00001 未満 0.00001 以下 0.00002 以下 0.00001 未満 0.00001 未満 0.0005 以下 0.0010 以下 0.0001 以下 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 以下 0.0010 以下 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 以下 0.0010 以下 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 以下 0.0010 以下 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.0005 以下 0.0010 以下 0.0005 未満 0.0005 以下 0.0010 以下 0.0005 未満 0.0005										0							年1回	注1
43       2ーメチルイソボルネオール       mg/L       0.000001 未満       0.000001 未満       0.000001 以下       0.000002 以下       0.000001 未満       ○       0.000001 未満       ○       0.000001 以下       0.0000001 未満       ○       0.000001 未満       ○       0.000001 未満       ○       0.000001 未満       ○       0.000001 以下       0.000001 未満       ○       ○       0.0005 未満       ○ <td></td>																		
44 非イオン界面活性剤       mg/L       0.005未満       0.005未満       0.005未満       0.005 未満       0.000 以下       0.004 以下       0.0005 未満       0.0005 未満       0.0005 未満       0.0005 以下       0.0010 以下       0.0005 未満       0.0005 未満       0.0005 未満       0.0005 以下       0.0010 以下       0.0005 未満       0.0005 未満 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平1凹</td><td>仕る</td></td<>																	平1凹	仕る
45 フェノール類     mg/L     0.0005 未満     0.0005 未満     0.0005 未満     0.0010 以下     0.0005 未満     ○ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0																11417	年1回	注5
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) mg/L     0.3未満     0.3未満     0.3未満     0.6 以下     0.6 以下     0.3 未満     ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																		
47 pH値       7.5       7.4       7.1       5.8 ~ 8.6       7.5       ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○											00	00	00	00	00			
48 味     異常なし     異常なし     異常ないこと     異常なし     異常なし     異常なし     日本の       49 臭気     異常なし     異常なし     異常ないこと     異常なし     異常なし     日本の     日本の </td <td></td> <td>- U, _</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>. 11:4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		- U, _							. 11:4									
49 臭気       異常なし       異常なし       異常なし       異常ないこと       異常ないこと       異常なし       日の									2L								пин	/ IAMA TO TAKET H
50 色度   度 0.5 未満 0.5 未満 5度以下 0.5 未満 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																月1回	月1回	省略不可能項目
		度																
項目数 9 51 9 9 26 9 9 26 9			<b>७.८</b> / ५१ म्।		्राच श्रीराम्म्													

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	大値 4.	月 5月	6月 7	7月 8月	9月 10月	11月	12月 1月	2月 3	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	1	7	2	100以下		7				0 0	0 0		00	0	B 1 E	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない		検出されない	検出されないこと		検出された	ない (		0	0 0	0 0		0 0	0	月1回	月1四	<b>有哈</b> 尔
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下												
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下				0							3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下										(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0							能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0									
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0		0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下			0		0		0		0	0/,11	0/11口	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.13	0.12	0.8 以下	0.16 以下	0.16		0		0		0		0		3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.7	0.6	1.0 以下	0.2 以下	0.7	Lindle	0								0/,11	12.5
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0							3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005		0							(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0							条件によ	F	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0							り省略可	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0									
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		木満	0									
21 塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下			0		0		0		0	_		
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0		0		0	0 - 1 -	0   1	
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		木満	0		0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.1 以下	0.020 以下		-t->:#:	0		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001	木油	0		0		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.09 以下	0.018 以下		十.沙井	0		0		0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0		0		0			
32 亜鉛及びその化合物 33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01 未満 0.02 未満	0.01 未満 0.02 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0							- 3月1回		
	mg/L		0.02 未凋	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0							― (特定の		
34 鉄及びその化合物 35 銅及びその化合物	mg/L	0.03 未満 0.01 未満	0.03 未満	0.03 未満 0.01 未満	0.3 以下	0.06 以下 0.20 以下			0							— 条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	25.4	24.4	26.5	200 以下	40.0 以下		八個	0							— り省略可		
	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下			<b>北</b> 港								能)		
38 塩化物イオン	mg/L mg/L	47.0	51.9	55.8	200 以下	40.0 以下										月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L mg/L	273	294	299	300 以下	60 以下										月1円		
40 蒸発残留物	mg/L mg/L	520	582	562	500 以下	100 以下											3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0							3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0							一定の条件に	十1日	
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満														より省略可	年1回	注3
44   非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.00001 以下	0.004 以下			0							能)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下											年1回	<u>注</u> 3
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.0003 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下						0 0					1 4 124	)_La_E
47 pH値	1118/ L	7.7	7.8	7.7	$5.8 \sim 8.6$	0.0 % 1	7.8					0 0						
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし					0 0				)		415.00
49 臭気		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし					0 0					月1回	省略不可能項目
	rd:	0.5	0.5 未満	0.5 未満	5度以下		0.5											
50 色度	臣	11.1																
50 色度       51 濁度	<u>度</u> 	0.4	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.4					0 0						

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 検査項目	単 位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大										実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	6	100以下		6			0 (	0	0 0	0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		12 11 1 - 1	12 ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	検出されない			検出されない			0	0	0 0	0	0 0	0 0	) 71 1 2	/11回	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0									
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下		0.00005 未		0							3月1回	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		満	0							(特定の	0.045	`A+ 0
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.004	0.001	0.002	0.01 以下	0.002 以下		>H±							O	条件によ	3月1回	注2
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0							り省略可	左1同	注1
8 六価クロム化合物 9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0							能)	年1回	(土1
9	mg/L	0.004 未満 0.001 未満	0.004 未満 0.001 未満	0.004 未満 0.001 未満	0.04 以下 0.01 以下	0.008 以下 0.002 以下			0									省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L mg/L	2.2	2.1	2.2	10 以下	2.0 以下		刊叫	0		0		0		0	- 3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		湛	0									177.4
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.0 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			0									
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö							3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ö							(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö							条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö							り省略可		,— <del>-</del>
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö							能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0									
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未	満	0									
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未	満	0		0		0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未	満	0		0		0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			0		0		0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0		0		0			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0		0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0		0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0		0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0		0		0	_		
31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下		(両	0		0		0		0			
	mg/L	0.06 0.02 未満	0.01 未満 0.02 未満	0.02 0.02 未満	1.0 以下 0.2 以下	0.20 以下 0.04 以下		冲井	0							- 3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物 34 鉄及びその化合物	mg/L	0.02 木禍	0.02 木禰	0.02 木禍	0.2 以下	0.04 以下			0							- (特定の		
35 銅及びその化合物	mg/L mg/L	0.03 太個	0.03 水個	0.03 不個	1.0 以下	0.20 以下		们叫	0							- 条件によ	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L mg/L	10.1	9.6	9.9	200 以下	40.0 以下			0							- り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満		0.05 以下			湛	0							能)		
38 塩化物イオン	mg/L	7.8	7.5	7.1	200 以下							$\bigcirc$		$\bigcirc$		月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	35	36	300 以下				0							7,11	年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	151	148	155	500 以下												3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未		0							3月1回(特	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満			0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未	満	0							<ul><li>一定の条件に</li><li>より省略可</li></ul>	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満		0.000002 以下	0.000001 未	満	0							能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0								年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下				0								年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		満(		0	0	0 0	0	00	0 0			
47 pH値		7.0	7.0	6.8	5.8 ~ 8.6		7.0								0 0			
48 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし								0 0		月1回	省略不可能項目
49 臭気	ميليم	異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし								0 0	)	74.1	H.1 1 110 X H
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度以下		0.5 未											
51   濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2	2度 以下		0.2								0 0			
							- 垻目	<b></b>	9   51	9   9	ı   24	9   9	24	$9 \mid 9$	24 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大				8月 9月					実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	8	0	100以下		8				0 0					月1回	省略不可能項
2 大腸菌	,	12 41 1 - 1 - 0 -	12 41 1 - 1	検出されない			検出されな			0 0	0 0	0 0	0 0	OC	7,1,1	711	1100
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0						0.01	<i>-</i>	20
4 水銀及びその化合物	mg/L		0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		に満	0						(特定の	0.01.00	***
6 <u>鉛及びその化合物</u>	mg/L	0.003	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.003		0						条件によ	3月1回	注2
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		- \ <del></del>	0						り省略可	年1日	注1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)	年1回	往1
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0								省略不可能項
0 シアン化物イオン及び塩化シアン 1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未	て何	0		0	0		0	3月1回	3月1回	
2 フッ素及びその化合物	mg/L	2.3 0.08 未満	2.3 0.08 未満	2.8 0.08 未満	10 以下	2.0 以下 0.16 以下		- 沙生	0			0					144
3 ホウ素及びその化合物 3 ホウ素及びその化合物	mg/L mg/L	0.08 未満	0.08 木禰	0.08 木棡	0.8 以下	0.16 以下			0								
3		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.2 以下		∹満	0						3月1回		
5 1,4ージオキサン	mg/L mg/L	0.002 未満	0.002 末満	0.002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0						(特定の		
6   1,4 - ンスイリン	mg/L	0.003 未満	0.003 末個	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ジクロロメタン	mg/L mg/L	0.004 未満	0.004 未凋	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0						り省略可	十工円	(工工
8 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 木禍	0.002 木個	0.002 木凋	0.02 以下	0.004 以下			0						」が目時に		
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						月ピノ		
0 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö								
21 塩素酸	mg/L	0.001 內利國 0.07	0.08	0.001 /大河湖 0.07	0.6 以下	0.12 以下		~1 mj	O		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		- 満	0		0	Ö		0			
3 クロロホルム	mg/L	0.002 末満	0.002 未満	0.002 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.002 木		Ö		Ö	Ö		0			
4 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未		Ö		Ö	Ö		0			
5 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未		Ŏ		Ö	Ö		Ö			
86 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.002	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.002	viji g	Ŏ		Ö	Ö		Ŏ	3月1回	3月1回	省略不可能項
7 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001 未満	0.001未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 末	き満	Ö		Ö	Ö		Ŏ			H.H. 1 1102
8 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未		Ö		Ö	Ö		Ö	_		
9 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未		O		O	Ō		O			
0 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			O		O	O		O			
1 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
2 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.02		0						3月1回		
3 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 末	き満	0						- 3月1回 - (特定の	年1回	注1
4 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未	き満							条件によ	十五回	在1
5 銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.03		0						- り省略可		
6 ナトリウム及びその化合物	mg/L	40.0	35.4	40.2	200 以下	40.0 以下					0	0			を	3月1回	注2
7 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下				0							年1回	注1
8 塩化物イオン <u></u> 塩化物イオン <u> </u>	mg/L	67.3	66.3	71.9	200 以下	40.0 以下			00	00	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項
9 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	71	72	79	300 以下	60 以下					0	0		0		3月1回	注2
·0 蒸発残留物	mg/L	259	239	287	500 以下	100 以下					0				2月1日/歴		
1 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						3月1回(特 一定の条件に	年1回	注1
2 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
3 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)	,	
4 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	注5
5 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			0	0 0		0 0				年1回	注1
6 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		: 満	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
7 pH值		7.0	6.9	6.9	5.8 ~ 8.6		7.0				0 0						
8 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項
.9 臭気	144-	異常なし	異常なし		異常でないこと		異常なし	- NH:	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	)		
60 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度以下		0.5 未	で満	0 0	00	0 0	0 0	0 0	0 0			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 末	で満	0		0 0		0	26 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大	大値 4	月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	3	100以下		3			0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	V) (		00	0 0	0 0	0 0	0 0	力工四	万1四	百吨(1, 1) 肥久口
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未	き満									
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未	き満	0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 末	き満	0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未	き満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未		0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未		0		0	0		0	0.010	0   1	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.0	2.9	2.8	10 以下	2.0 以下			O		Ö	O		Ö	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		÷満	O								·
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			Ŏ								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ŏ						3月1回		
15 1, 4 – ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未		Ŏ						(特定の		
16 1, 4 0 0 1 7 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.008 以下			0						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.02 以下	0.003 以下	0.004 木								り省略可	1 + 1-1	<u>                                     </u>
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.002 永満	0.002 未満	0.002 永満	0.02 以下	0.002 以下	0.002 木		0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 末								HE)		
20 ベンゼン		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 末		0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.001 未満	0.001 木両	0.01 以下	0.002 以下	0.001 木										
22 クロロ酢酸	mg/L					0.12 以下					0			0			
111111	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 末		0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 末		0		0	0		0			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 末		0		0	0		0	_		
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 末		0		0	0		0		6П4П	/ N m &
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未		0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001 未		0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未		0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未		0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未		0		0	0		0	_		
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未	き満	0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.07	0.03	0.03	1.0 以下	0.20 以下	0.07		0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未		0						(特定の		
34   鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下		き満	0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.02								り省略可	十五四	114
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.2	12.9	13.1	200 以下	40.0 以下	13.2								能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.05 以下	0.010 以下	0.001		0								
38 塩化物イオン	mg/L	10.2	9.9	9.6	200 以下	40.0 以下				00	0 0	00	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	54	53	53	300 以下	60 以下	54		0							年1回	注1
40 蒸発残留物		193	204	193	500 以下	100 以下					0			0		3月1回	注2
	mg/L	195	201	100		100 2 1									- 10日1同/胜		
711.5 = 15 4 1 1 1	mg/L mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		き満	0						3月1回(特	年1回	注1
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未								定の条件に		
41 陰イオン界面活性剤42 ジェオスミン	mg/L mg/L		0.02 未満	0.02 未満 0.000001 未満	0.2 以下 0.00001 以下	0.04 以下	0.02 末 0.000001 末	き満	0						定の条件に より省略可	年1回	<u>注1</u> 注3
<ul><li>41 陰イオン界面活性剤</li><li>42 ジェオスミン</li><li>43 2ーメチルイソボルネオール</li></ul>	mg/L mg/L mg/L	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満	0.2 以下 0.00001 以下	0.04 以下 0.000002 以下	0.002 未 0.000001 未 0.000001 未	÷満 ÷満	0						定の条件に		
<ul><li>41 陰イオン界面活性剤</li><li>42 ジェオスミン</li><li>43 2ーメチルイソボルネオール</li><li>44 非イオン界面活性剤</li></ul>	mg/L mg/L mg/L mg/L	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満	0.2 以下 0.00001 以下 0.00001 以下 0.02 以下	0.04 以下 0.000002 以下 0.000002 以下 0.004 以下	0.02 末 0.000001 末 0.000001 末 0.005 末	₹満 ₹満	0						定の条件に より省略可	年1回 年1回	注3
<ul><li>41 陰イオン界面活性剤</li><li>42 ジェオスミン</li><li>43 2ーメチルイソボルネオール</li><li>44 非イオン界面活性剤</li><li>45 フェノール類</li></ul>	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.0005 未満 0.0005 未満	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満	0.2 以下 0.00001 以下 0.00001 以下 0.02 以下 0.005 以下	0.04 以下 0.000002 以下 0.000002 以下 0.004 以下 0.0010 以下	0.02 未 0.000001 末 0.000001 末 0.005 末 0.0005 末	活満き満	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	定の条件に より省略可 能)	年1回	注3 注5
<ul> <li>41 陰イオン界面活性剤</li> <li>42 ジェオスミン</li> <li>43 2ーメチルイソボルネオール</li> <li>44 非イオン界面活性剤</li> <li>45 フェノール類</li> <li>46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)</li> </ul>	mg/L mg/L mg/L mg/L	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.3 未満	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.0005 未満 0.0005 未満 0.3 未満	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満	0.2 以下 0.00001 以下 0.00001 以下 0.02 以下 0.005 以下 3.0 以下	0.04 以下 0.000002 以下 0.000002 以下 0.004 以下	0.02 未 0.000001 未 0.000001 未 0.005 未 0.005 未	満満満満満			0 0				定の条件により省略可能)	年1回 年1回	注3 注5
41 陰イオン界面活性剤 42 ジェオスミン 43 2ーメチルイソボルネオール 44 非イオン界面活性剤 45 フェノール類 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.3	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.2	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.1	0.2 以下 0.00001 以下 0.00001 以下 0.02 以下 0.005 以下 3.0 以下 5.8 ~ 8.6	0.04 以下 0.000002 以下 0.000002 以下 0.004 以下 0.0010 以下	0.02 末 0.000001 末 0.000001 末 0.005 末 0.005 末 0.3 末 7.3	き満 き満 で		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	定の条件により省略可能)	年1回 年1回 年1回	注3 注5 注1
41 陰イオン界面活性剤 42 ジェオスミン 43 2ーメチルイソボルネオール 44 非イオン界面活性剤 45 フェノール類 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.3 異常なし	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.2 異常なし	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.1 異常なし	0.2 以下 0.00001 以下 0.00001 以下 0.02 以下 0.005 以下 3.0 以下 5.8 ~ 8.6 異常でないこと	0.04 以下 0.000002 以下 0.000002 以下 0.004 以下 0.0010 以下	0.02 未 0.000001 末 0.000001 末 0.005 末 0.005 末 0.3 末 7.3 異常なし	に満して ( )		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	定の条件により省略可能)	年1回 年1回	注3 注5
41 陰イオン界面活性剤 42 ジェオスミン 43 2ーメチルイソボルネオール 44 非イオン界面活性剤 45 フェノール類 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味 49 臭気	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.005 未満 0.3 未満 7.3 異常なし 異常なし	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.005 未満 7.2 異常なし 異常なし	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.005 未満 7.1 異常なし 異常なし	0.2 以下 0.00001 以下 0.00001 以下 0.02 以下 0.005 以下 3.0 以下 5.8 ~ 8.6 異常でないこと	0.04 以下 0.000002 以下 0.000002 以下 0.004 以下 0.0010 以下	0.02 未 0.000001 末 0.000001 末 0.005 末 0.005 末 0.3 末 7.3 異常なし 異常なし	<ul><li>:満</li><li>:満</li><li>:満</li><li>(</li></ul>		<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	O O O	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	0 0	定の条件により省略可能)	年1回 年1回 年1回	注3 注5 注1
41 陰イオン界面活性剤 42 ジェオスミン 43 2ーメチルイソボルネオール 44 非イオン界面活性剤 45 フェノール類 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.3 異常なし	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.2 異常なし	0.02 未満 0.000001 未満 0.000001 未満 0.005 未満 0.0005 未満 0.3 未満 7.1 異常なし	0.2 以下 0.00001 以下 0.00001 以下 0.02 以下 0.005 以下 3.0 以下 5.8 ~ 8.6 異常でないこと	0.04 以下 0.000002 以下 0.000002 以下 0.004 以下 0.0010 以下	0.02 未 0.000001 末 0.000001 末 0.005 末 0.005 末 7.3 末 7.3 異常なし 異常なし 0.5			<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	0 0	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	0 0 0 0 0 0	定の条件により省略可能)	年1回 年1回 年1回	注3 注5 注1

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 検査項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最				8月 9月					実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/-	12 41 1 2 1 2	12 41 1 2 1	検出されない		0.0000 ***	検出され				00	00	00	OC			
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0						0.01.0		
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						(特定の	, =	,
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0						条件によ		N
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.002	0.01 以下	0.002 以下			0						り省略可	3月1回	注2
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						能)	年1回	注1
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0							1 *	
0 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項
1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.3	1.3	10 以下	2.0 以下			0		0	0		0	0/11日	0/11년	注4
2 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下			0								
3 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	0								
4 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下		未満	0						3月1回		
5 1,4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			0						(特定の		
6 シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			0						条件によ	年1回	注1
7 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						り省略可		
8 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						能)		
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
0 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下			0		0	0		0			
2 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0		0	0		0			
3 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下			O		Ō	Ō		O			
4 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ö		Ö	Ö		Ö	_		
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			Ö		Ö	Ö		Ö	_	3月1回	
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö		Ö	Ö		Ŏ	3月1回		省略不可能項
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1 以下	0.020 以下			Ö		Ö	Ö		Ŏ			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ö		Ŏ	Ö		Ö			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.000 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			O		0	Ö		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			O		0	Ö		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	Ö					
2 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.00 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0								
3 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ö						- 3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.04 以下			Ö						- (特定の		
35 銅及びその化合物	mg/L mg/L	0.03 八和 0.02	0.03 八和町 0.02	0.03 八和 0.02	1.0 以下	0.20 以下		/[丶1]叫	0						<ul><li>条件によ</li></ul>	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L mg/L	9.5	9.5	10.1	200 以下	40.0 以下			0						- り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満		0.05 以下			未港	0						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	6.3	5.8	5.6	200 以下	40.0 以下									月1回	月1回	省略不可能項
9 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L mg/L	32	32	34	300 以下	60 以下			0	0					力工凹	年1回	<u> </u>
の 表発足の物	mg/L	156	162	156	500 以下	100 以下										3月1回	
11 陰イオン界面活性剤		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		<b>北</b> 港							3月1回(特	年1回	<del>注2</del> 注1
	mg/L	0.002 未満							0						定の条件に		
12 ジェオスミン									0						より省略可	年1回	注3
3   2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)	左1回	ÿ <del>}</del> E
4 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						_	年1回	<u>注5</u>
5 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			0							年1回	注1
6 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		木満			0 0						
·7 pH值		7.2	7.2	7.1	5.8 ∼ 8.6		7.2	,			0 0						
8 味		異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な				0 0					月1回	省略不可能項
9 臭気		異常なし	異常なし	2 1 1 1 2 2 2	異常でないこと		異常な				0 0				)	74.21	H 111 1 1110 X
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下						0 0						
51   濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下						0 0						
							項	目数	9   51	9 9	24 9	9 24	9 9	24 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の	最大値	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0		0 0	0 0	00	0 0	0 0	00	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌			•	検出されない					0 0	0 0	00	0 0	0 0	00	)1 TEG	71 1 121	日曜日日刊
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下			0						3月1回	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の	十五四	11.1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						条件によ		
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.004	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.004								り省略可	3月1回	注2
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満							能)	年1回	注1
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0							十五回	(土1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0		0	0		0	3月1回	9 월 1 등	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.0	1.1	10 以下	2.0 以下	1.1		0		0	0		0	3月1凹	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08	0.8 以下	0.16 以下	0.08		0								
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下		未満	O								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002未満	0.002 以下	0.0004 以下			Ö						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下			Ŏ						(特定の		
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.02 以下	0.008 以下			0						り省略可	1 1 1	<u> </u>
18 テトラクロロエチレン	mg/L mg/L	0.002 末満	0.002 末禍	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						能)		
19 トリクロロエチレン		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						月6/		
20 ベンゼン	mg/L		0.001 未満		0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
	mg/L	0.001 未満		0.001 未満													
21 塩素酸	mg/L	0.16	0.12	0.14	0.6 以下	0.12 以下	0.16		0		0	0		0			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0		0	0		0			
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0	A		
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		0	0		0		_ =	415 m/s
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下			0		0	0		0			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下			0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下			0		0	0		0			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008	未満	0		0			0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.03	0.03	1.0 以下	0.20 以下	0.03		0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.03	0.2 以下	0.04 以下	0.03		0								
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.05	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.05		0						(特定の	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下		未満	Ö						条件によ		
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.5	13.3	14.0	200 以下	40.0 以下			Ö						り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.006	0.004	0.001未満	0.05 以下	0.010 以下			O						能)	3月1回	注2
38 塩化物イオン	mg/L	7.1	6.9	7.5	200 以下	40.0 以下					00			00	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	30	31	300 以下	60 以下			0						/1111	年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	167	164	157	500 以下	100 以下										3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						3月1回(特	年1回	<u>注</u> 2
42 ジェオスミン		0.000001 未満							O						定の条件に		
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下		未満	0						より省略可	年1回	注3
															能)	年1回	<b>沙</b> 5
44 非イオン界面活性剤 45 オール 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0							年1回	<u>注</u> 5
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下			0							年1回	注1
46 有機物 (全有機炭素 (TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下		未満		0 0			0 0	0 0			
47 pH値		7.6	7.4	7.5	5.8 ~ 8.6		7.6			0 0				0 0			
48 味		異常なし	異常なし	2 1 11 0 1	異常でないこと		異常な		0 0	0 0			0 0		月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気	_F.	異常なし	異常なし		異常でないこと		異常な			0 0			0 0			7,44	HALL THE XH
50 色度	度	0.5	1.3	0.5 未満	5度 以下		1.3					0 0					
51 濁度	度	0.2	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2					0 0					
							Ą	負目数	9 51	9 9	25 9	9 25	9 9	25 9			

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
  - 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最	是大值	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	1	1	100以下		1		0 0	00	00	00	00	00	日1日	日1日	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出される	ない	00	00	00	00	00	00	月1回	月1回	<b>有哈</b> 尔 可 脏 垻 日
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003	未満	0								
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005	未満	0						3月1回		
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						(特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	未満	0						り省略可		
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005	未満	0						能)		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004	未満	0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0		0	0		0	9日1日	9 및 1 등	省略不可能項
1 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.2	2.1	2.0	10 以下	2.0 以下			0		0	0		0	3月1回	3月1回	注4
2 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下		未満	0								
3 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			O								
4 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002 以下	0.0004 以下			O						3月1回		
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005		Ö						(特定の		
6 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下			Ö						条件によ	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下			Ö						り省略可		.—
8 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						能)		
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö						,/		
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001 未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下			Ö								
21 塩素酸	mg/L	0.07	0.06未満	0.06未満	0.6 以下	0.12 以下		2   \$1 m	Ö		0	0		0			
2 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下		未満	Ö		Ö	Ö		Ö			
3 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001 未満	0.001未満	0.06 以下	0.012 以下			O		Ö	O		Ö			
4 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下			Ö		Ö	Ö		Ö			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下	0.020 以下		>1<11mg	Ö		Ö	O		Ö			
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下		未満	Ö		Ö	Ö		O	3月1回	3月1回	省略不可能項
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001 ) [CI]	0.1 以下	0.020 以下		/ \1 mj	O		Ö	0		Ö	0/,10		
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.001	0.003 未満	0.002	0.03 以下	0.006 以下		未満	O		0	0		Ö			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.000 未満	0.000 未満	0.000 / (1 mg)	0.03 以下	0.006 以下		/ \1 mj	0		0	0		0			
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001	未満	Ö		0	0		Ö			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.001 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			Ö		0	0		0			
2 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.00 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下			0								
3 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ö						- 3月1回		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.2 以下	0.04 以下			Ö						- (特定の	_	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.03 /Kijimj	0.03 / C   Maj	0.03	1.0 以下	0.20 以下		/[ <b>V</b> 1]mj	Ö						条件によ	年1回	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.7	6.7	6.5	200 以下	40.0 以下			0						り省略可		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満			0.05 以下			未洪	0						能)		
38 塩化物イオン	mg/L	4.7	4.3	4.2	200 以下	40.0 以下									月1回	月1回	省略不可能項
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	20	20	20	300 以下	60 以下			0	0					71.11	年1回	<del>直面水可能设</del> 注1
の	mg/L	111	114	99	500 以下	100 以下										3月1回	注2
	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下		未満	0						3月1回(特	年1回	注2 注1
12 ジェオスミン	mø/I	0.000001 未満							0						定の条件に		
13 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						より省略可	年1回	注3
14 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.00 以下	0.004 以下			0						能)	年1回	注5
5 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.004 以下			0							年1回	注5 注1
6 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	3.0 以下	0.0010 以下					0 0					十二日	114.1
7 pH值	mg/L	7.2		6.9	5.8 ~ 8.6	0.0 🔊 [	7.9	/  <b>\  叫</b>	00	0 0		0 0		0 0			
8 味		異常なし			異常でないこと		異常な	1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
9 臭気		異常なし	<u> </u>		異常でないこと		異常な		0 0	0 0	0 0	0 0		0 0		月1回	省略不可能項
50 色度	庄	2.5 未満		2.5未満	5度 以下			_	0 0					0 0			
51 濁度	度 													0 0			
1   個皮		0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下				9 51	0 0			9 9				
						5)→ 「No 1「/					20 3	0 20	0 0	20 3	77 Nia 17a		

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No 横 査 項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最								基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	1	0	0	100以下		1 +\(\delta \) \(\delta \) \(\delta \)				0 0				月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌	/I	1241 1 - 1 - 0	1241 1 - 1	検出されない		0.0006 以下	検出された。			0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満 0.00005 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下			0						3月1回		
4水銀及びその化合物5セレン及びその化合物	mg/L		0.00005 未満 0.001 未満	0.00005 未満 0.001 未満	0.0005 以下 0.01 以下	0.00010 以下			0						3月1回     (特定の		
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満 0.001 未満	0.001 未凋	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						条件によ	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未凋	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下			0						別省略可	十1日	(土.1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.001 未凋	0.001 未価	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						が自時りに		
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.003 未満	0.003 未価	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下									月七人		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.004 未満	0.004 未凋			0.008 以下			0								省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.001 未何	0.001 未個	0.001 未満	0.01 以下	2.0 以下		不何	0		0	0		0	3月1回	3月1回	<u> </u>
12 フッ素及びその化合物	mg/L		0.08 未満	0.08 未満	10 以下			土、洪	0		0	0					工4
	mg/L	0.08 未満			0.8 以下	0.16 以下			0						_		
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下			0						3月1回		
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下			0								
15 1, 4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005		0						(特定の 条件によ	年1回	注1
16 シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004		0							平1四	往.1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0						り省略可		
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						能)		
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0						_		
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0								
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06		0		0	0		0	_		
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002		0		0	0		0	_		
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001		0		0	0		0	_		
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0	0		0			
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		0	0		0	0 - 1 -	0 - 1 -	
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		0		0	0		0	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.020 以下	0.001		0		0	0		0	_		
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003		0		0	0		0	_		
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001		0		0	0		0	_		
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001		0		0	0		0	_		
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下			0		0	0		0			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01		0						3月1回		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02		0						(特定の		
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03		0						条件によ	年1回	注1
35 銅及びその化合物 2C トルウィアでスの(4.0.15m)	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	木価	0						り省略可		
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.9	6.9	7.0	200 以下	40.0 以下			0						能)		
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.05 以下	0.010 以下			0			0 0					
38 <u>塩化物イオン</u>	mg/L	4.5	4.5	4.3	200 以下	40.0 以下				0	00	0	0 0	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	19	21	21	300 以下	60 以下			0							年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	107	115	111	500 以下	100 以下		-1- \>H:	0						3月1回(特	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下			0						定の条件に	年1回	注1
42 ジェオスミン		0.000001 未満							0						より省略可	年1回	注3
43 2ーメチルイソボルネオール		0.000001 未満				0.000002 以下			0						能)		
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下			0						-	年1回	<u>注5</u>
1 F → → → → × × × × × × × × × × × × × × ×		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005	木満	0		0 0					年1回	注1
45 フェノール類	mg/L				0.0 01.	0 0 1/1											
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下											
46有機物(全有機炭素(TOC)の量)47pH値		0.3 未満 7.1	0.3 未満 7.1	0.3 未満 7.1	5.8 ~ 8.6	0.6 以下	7.1		0 0					0 0			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味		0.3 未満 7.1 異常なし	0.3 未満 7.1 異常なし	0.3 未満 7.1 異常なし	5.8 ~ 8.6 異常でないこと	0.6 以下	7.1 異常なl		O O	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	日1同	月1回	省略不可能項目
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味 49 臭気	mg/L	0.3 未満 7.1 異常なし 異常なし	0.3 未満 7.1 異常なし 異常なし	0.3 未満 7.1 異常なし 異常なし	5.8 ~ 8.6 異常でないこと 異常でないこと	0.6 以下	7.1 異常な 異常な 異常な		O O O O	O O O	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	0 0	月1回	月1回	省略不可能項目
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味		0.3 未満 7.1 異常なし	0.3 未満 7.1 異常なし	0.3 未満 7.1 異常なし	5.8 ~ 8.6 異常でないこと	0.6 以下	7.1 異常な 異常な 異常な	し し 未満	O O O O O O	0 0 0 0 0 0	0 0	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	<ul><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>	0 0 0 0 0 0	月1回	月1回	省略不可能項目

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。
- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。